

資 料

(法人税関係)

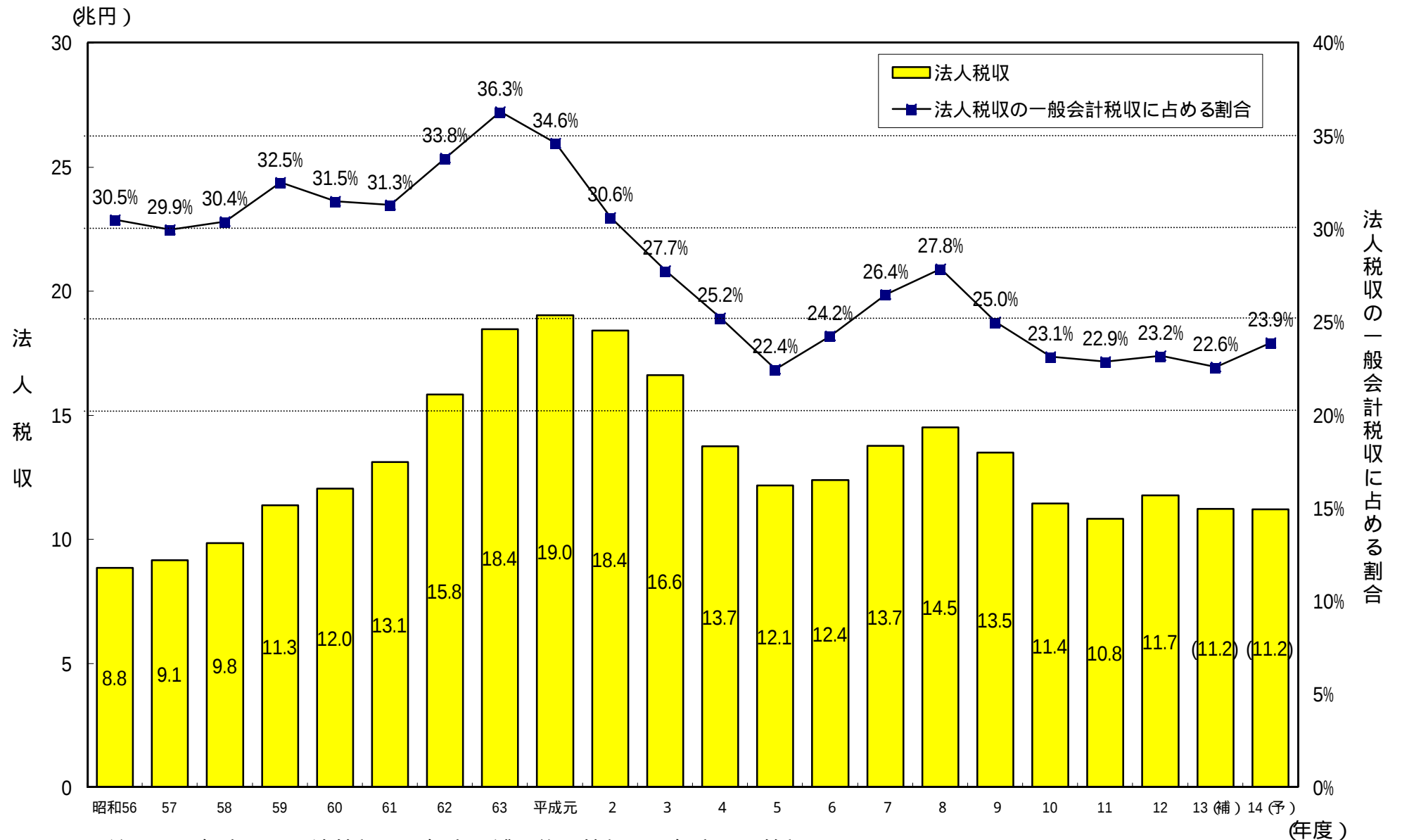
目

次

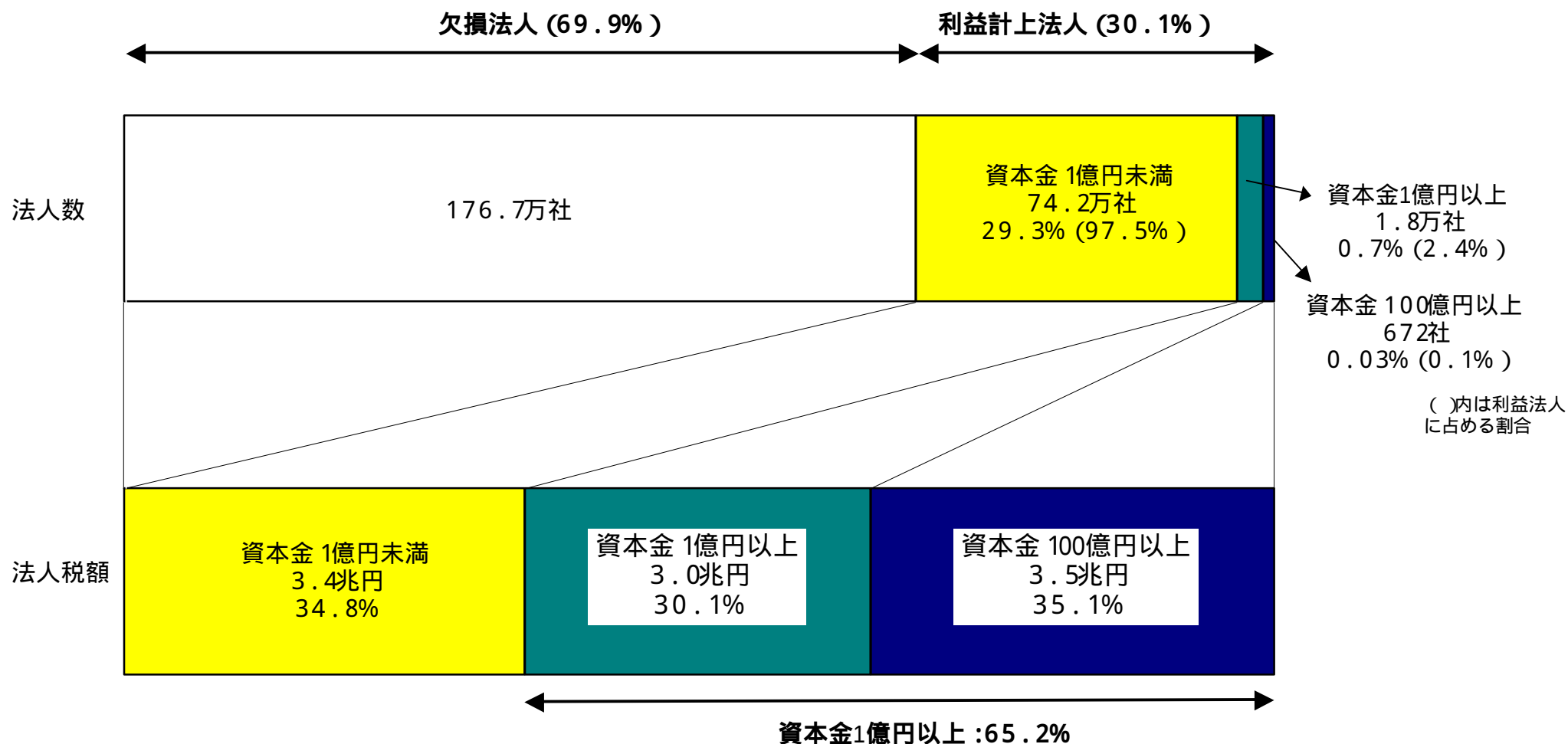
1 . 法人税収の推移	1
2 . 資本金階級別の法人税額	2
3 . 資本金階級別の欠損法人割合の推移	3
4 . 所得金額と欠損金額の推移	4
5 . 法人企業の付加価値の内訳	5
6 . 法人税率と課税ベースの適正化	6
7 . わが国税制の現状と課題（平成12年7月）（抄）〔税率と課税ベースの適正化〕	7
8 . 主要国の法人税率（基本税率）の推移	8
9 . 法人所得課税の実効税率の国際比較	9
10 . 国民負担率の内訳の国際比較	10
11 . シャウプ勧告以後の法人税制等の変遷と税率の推移	11
12 . 主要国の配当に係る負担調整に関する仕組み	12
13 . わが国税制の現状と課題（平成12年7月）（抄）〔法人税と所得税との間の負担調整〕	13
14 . 最近の商法等・企業会計・税法の改正の動向	14
15 . わが国税制の現状と課題（平成12年7月）（抄）〔商法・企業会計原則との関係〕	15
16 . 主要国における法人企業に対する課税の概要	16
17 . わが国税制の現状と課題（平成12年7月）（抄）〔多様な事業体に対する課税のあり方〕	17
18 . 企業関係租税特別措置における主な設備投資減税の減収額の推移	19
19 . 主要国における設備投資促進に関連する税制措置の概要	20

20．設備投資額及び減価償却費の推移	22
21．製造工業設備稼働率の推移	23
22．我が国国内法人の設備投資額等の推移	24
23．レーガン政権下における法人税制改革について	25
24．レーガン税制における設備投資減税について	26
25．増加試験研究費等の税額控除制度	27
26．主要国の主な研究開発関連税制の比較	28
27．試験研究費支出額の推移	29
28．『経済活性化』のための研究開発と税制	30
29．創設後長期にわたる企業関係租税特別措置	31
30．租税特別措置による減収額の内訳	32
31．G7及びアジア諸国の法人税率	33
32．アジア諸国の租税負担率	34
33．アジア諸国の税収構成比	35
34．アジア諸国における労働コストの比較	36
35．アジア主要都市の投資関連コストの比較	37
36．公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて（平成14年3月29日閣議決定）	39
37．非営利法人及び普通法人の性格等	40
38．公益活動等に対する寄附金	41
39．寄附金に係る損金算入限度額の利用状況	42

法人税収の推移

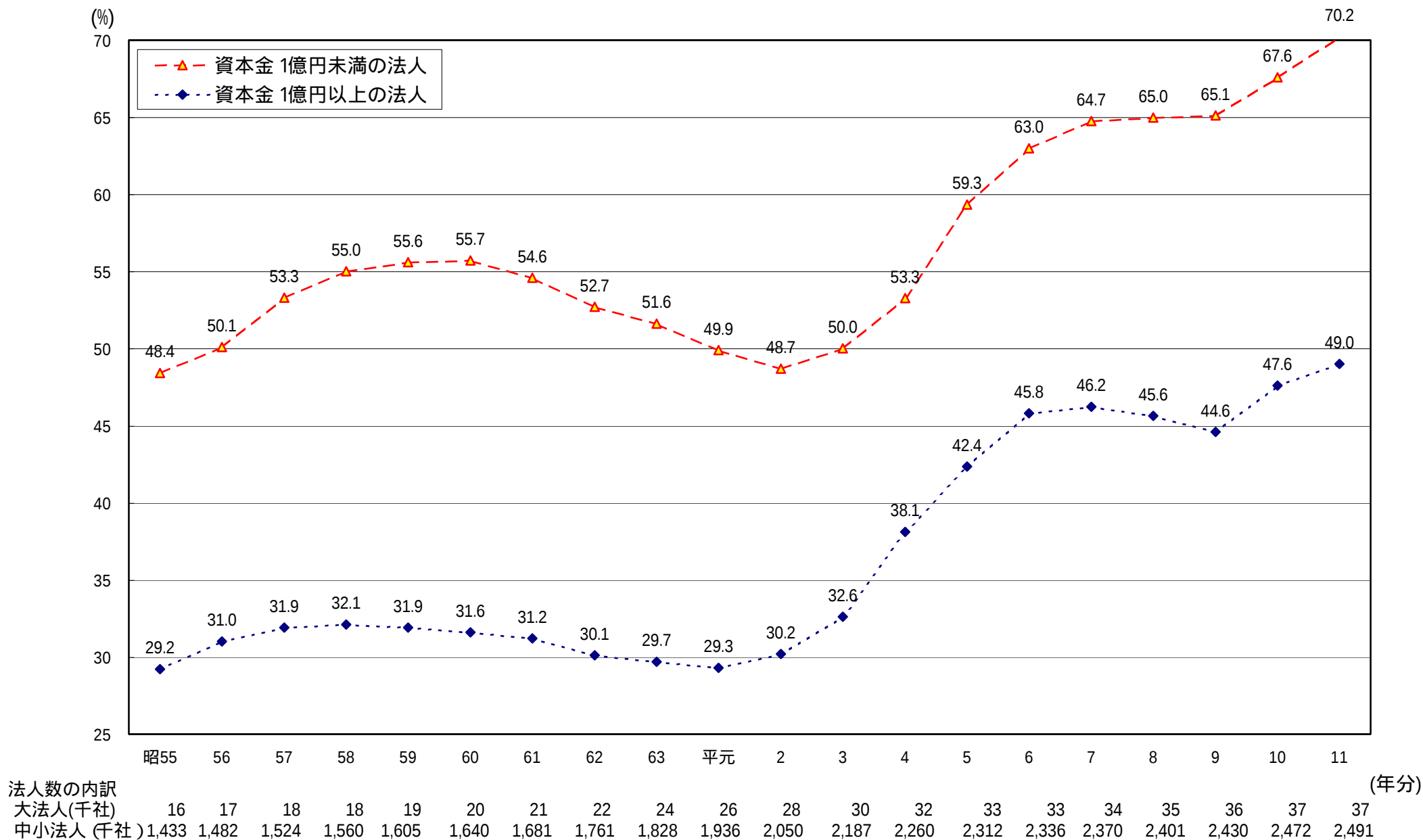


資本金階級別の法人税額 (平成 11年分)



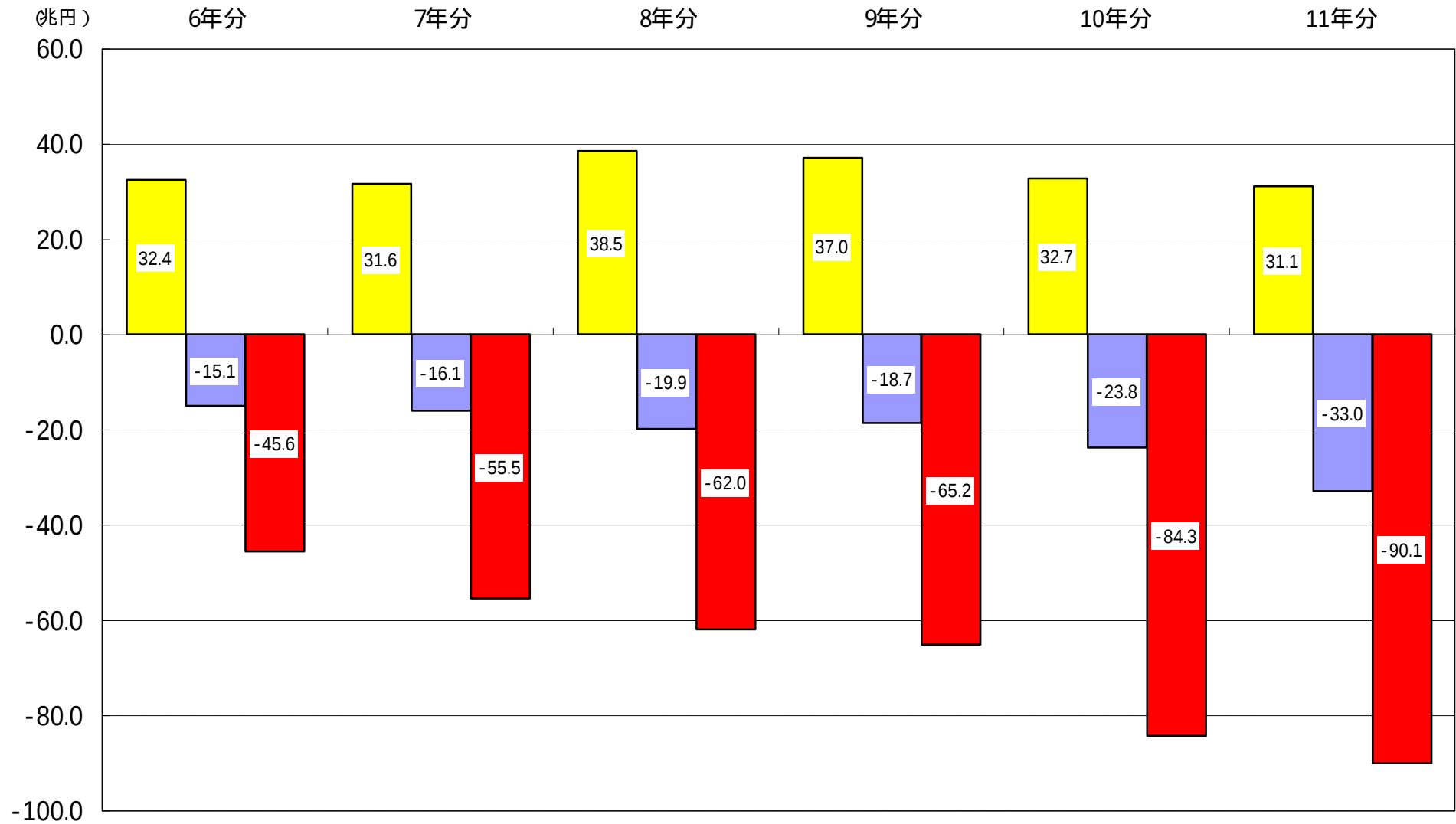
(注) 平成11年 2月1日から平成12年 1月31日までの間に終了した事業年度についての計数であり 「税務統計から見た法人企業の実態 (平成 11年分)」 (国税庁) による。

資本金階級別の欠損法人割合の推移



(注) 「税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)による。

所得金額と欠損金額の推移



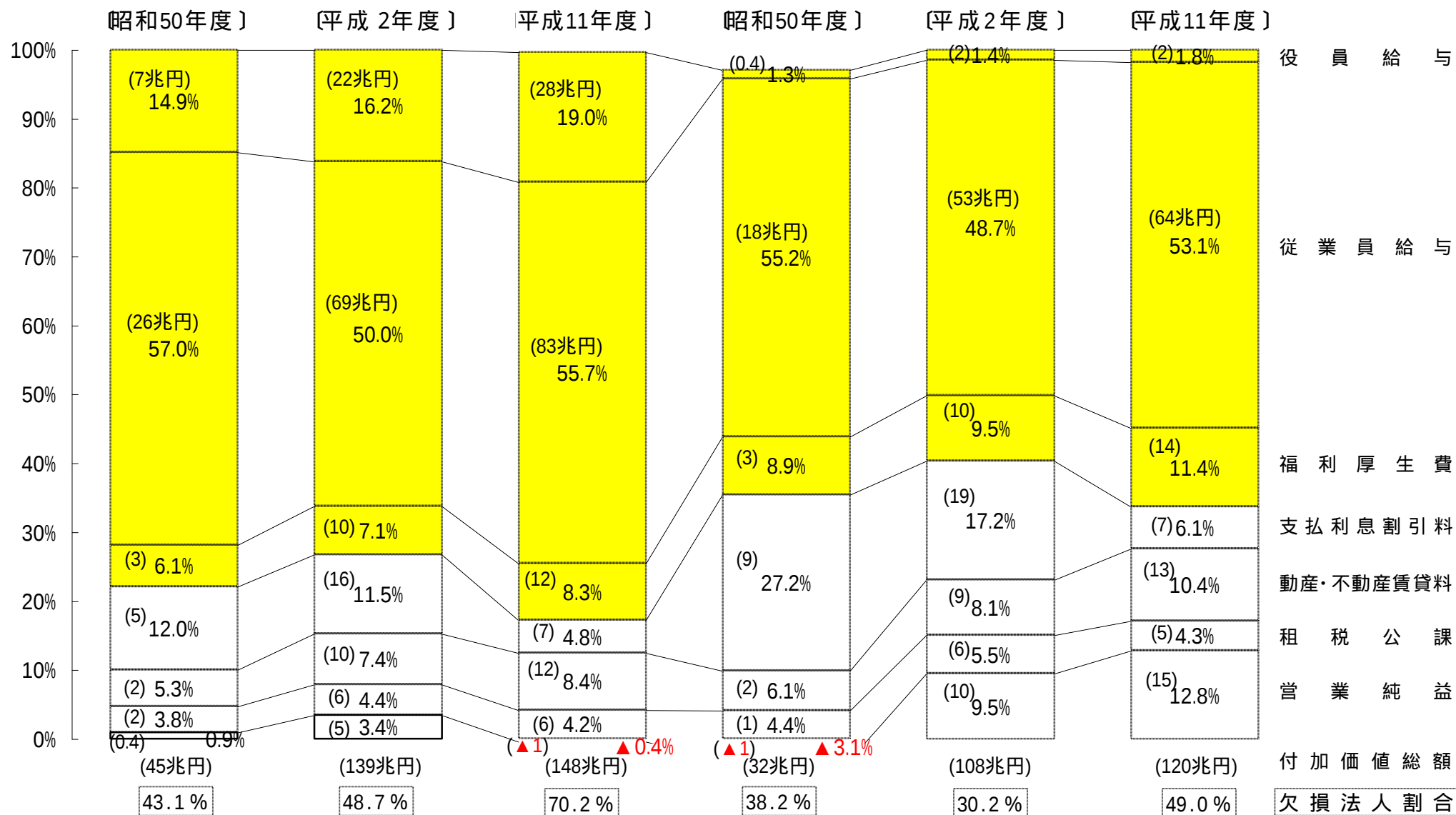
(注) 1 「当期所得」は、繰越欠損金額控除後の金額である。
 2 「税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)による。

■ 当期所得金額
 ■ 当期欠損金額
 ■ 翌期繰越欠損金額

法人企業の付加価値の内訳

< 資本金 1億円未満 >

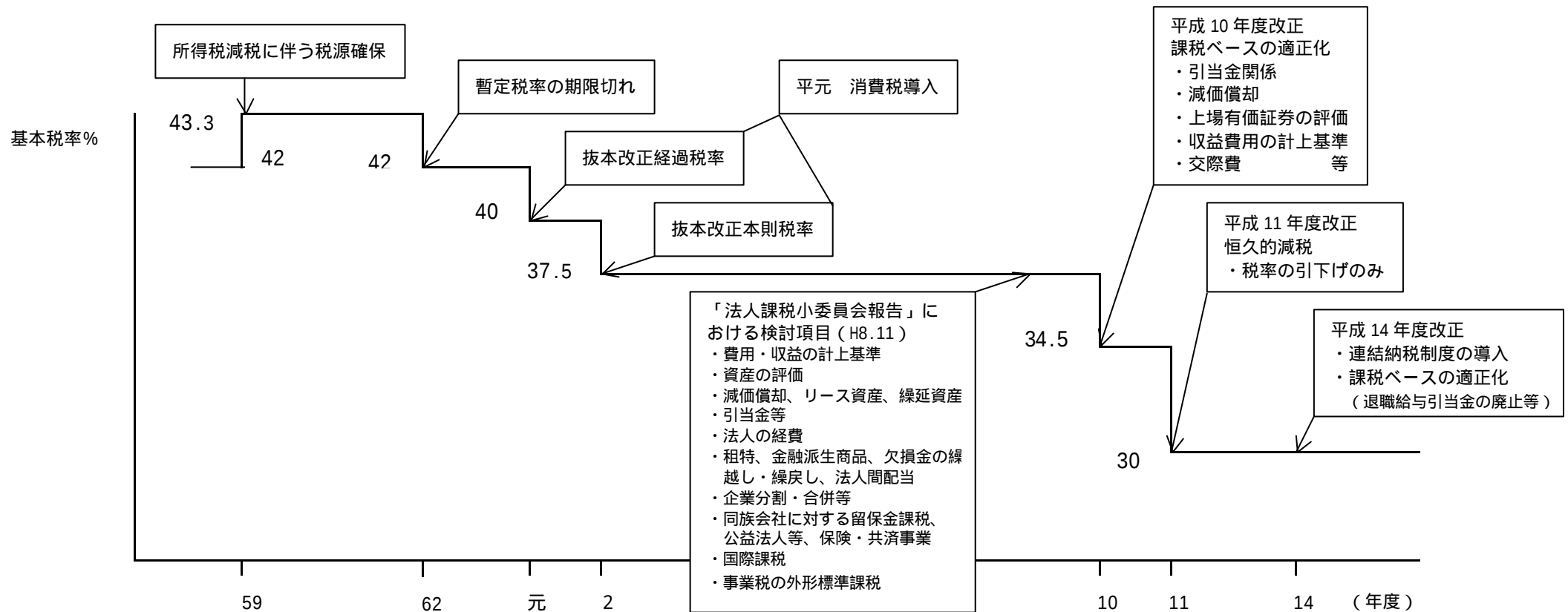
< 資本金 1億円以上 >



(注) 付加価値の内訳は、「法人企業統計年報」(財務省財務総合政策研究所)による。

法人税率と課税ベースの適正化

- 法人税改革：企業間・産業間の中立性の確保及び経済の活性化の観点から「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」
 - ・ 平成 10 年度改正：課税ベースの大幅な見直しと基本税率の引下げ
 - ・ 平成 11 年度改正：景気情勢に配慮し税率の引下げのみ実施（恒久的減税）
 - ・ 「課税ベースの適正化は残された課題」「法人税率の更なる引下げの余地はない」（中期答申 H12.7）



わが国税制の現状と課題

- 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

平成 12 年 7 月
税 制 調 査 会

二 法人課税

1 . 法人税

(3) 法人税の課題

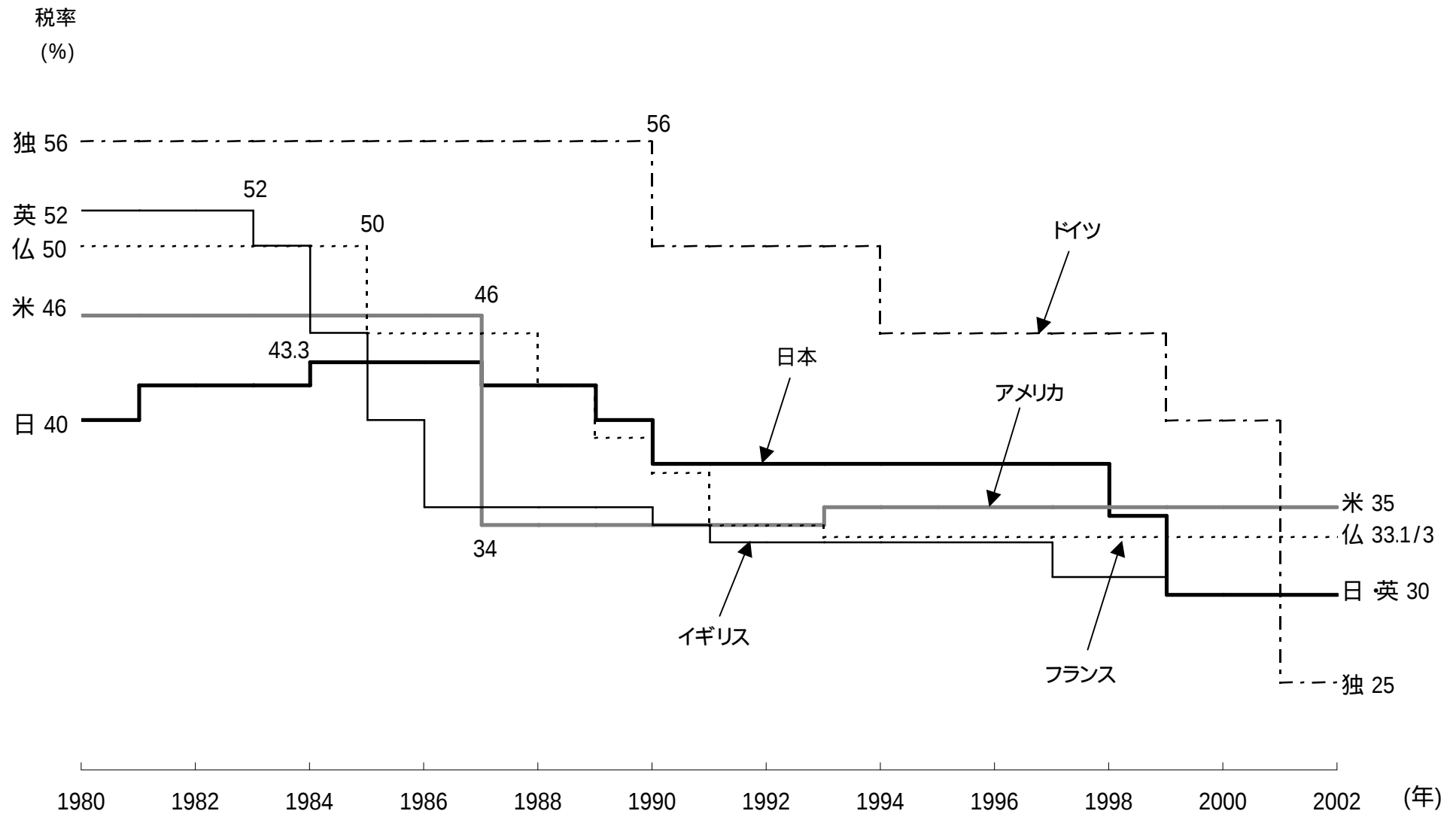
税率と課税ベースの適正化

課税ベースを適正化することにより、産業間で実質的な税負担が異なっていたり税制が特定の産業・企業に奨励的ないし抑制的になっていることを改めることは、税制の中立性の向上に資するものです。

主要な先進国においても、法人課税について、企業間・産業間の税の中立性の確保及び経済の活性化などの観点から、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」という法人税改革が、1980 年代半ばから 90 年代にかけて行われています。既に述べたように、わが国においても、同様な観点から、平成 10 年度税制改正において、法人税の課税ベースの大幅な見直しと法人税の基本税率の引下げが併せ行われましたが、平成 11 年度税制改正においては、景気情勢に配慮し、課税ベースの見直しは行われないうまま税率の引下げが行われました。

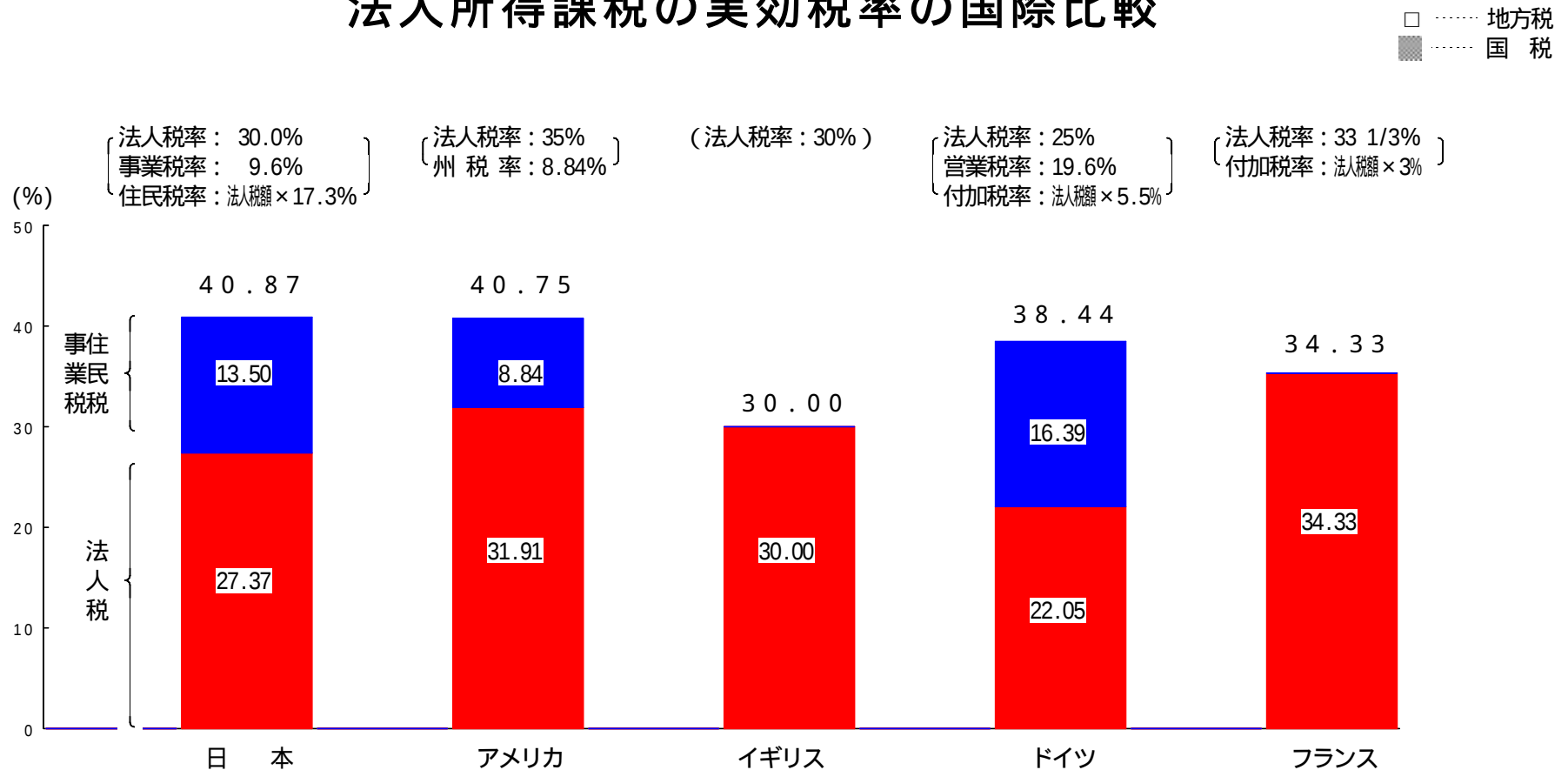
わが国の現在の法人課税の実効税率は、既に述べたように、国際水準並みとなっています。わが国の厳しい財政状況などを考えると、法人税率の更なる引下げの余地はないと言えます。

主要国の法人税率 (基本税率) の推移



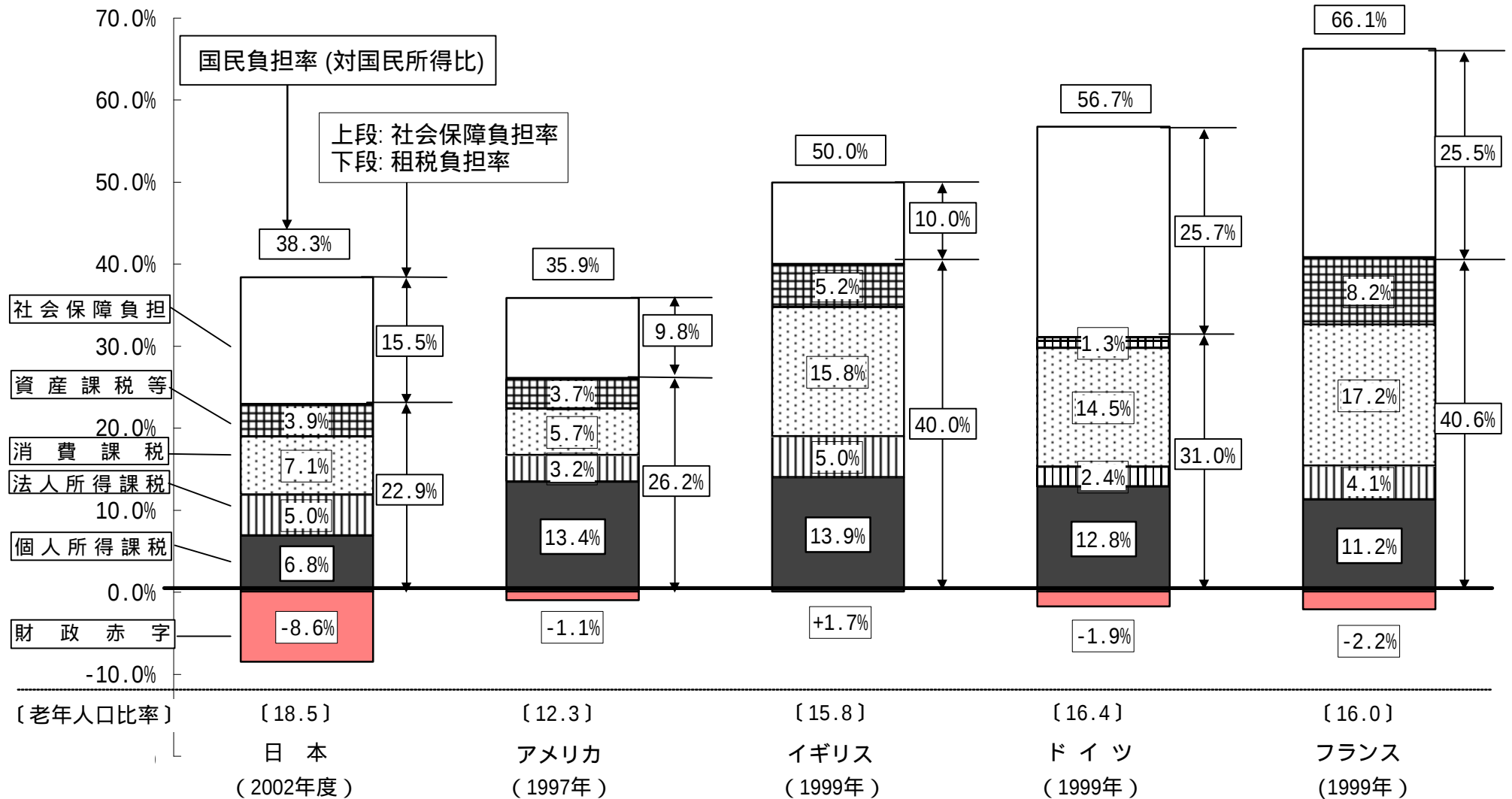
(注) 日本、ドイツ及びフランスについては留保分と配当分に係る税率が異なっていた時期があったが、ここでは留保分に係る税率の推移を示している。

法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。
2. アメリカの「地方税」は、カリフォルニア州(州法人税)の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.5%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.95%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税(法人税額の5.5%)を含めたものである。なお、ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税(50:50)であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税(法人税額の3%)を含めたものである。また、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると実効税率は35.43%となる。(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。)なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税(地方税)が課税される。
5. 諸外国については、2002年1月現在の税制に基づく。

国民負担率の内訳の国際比較



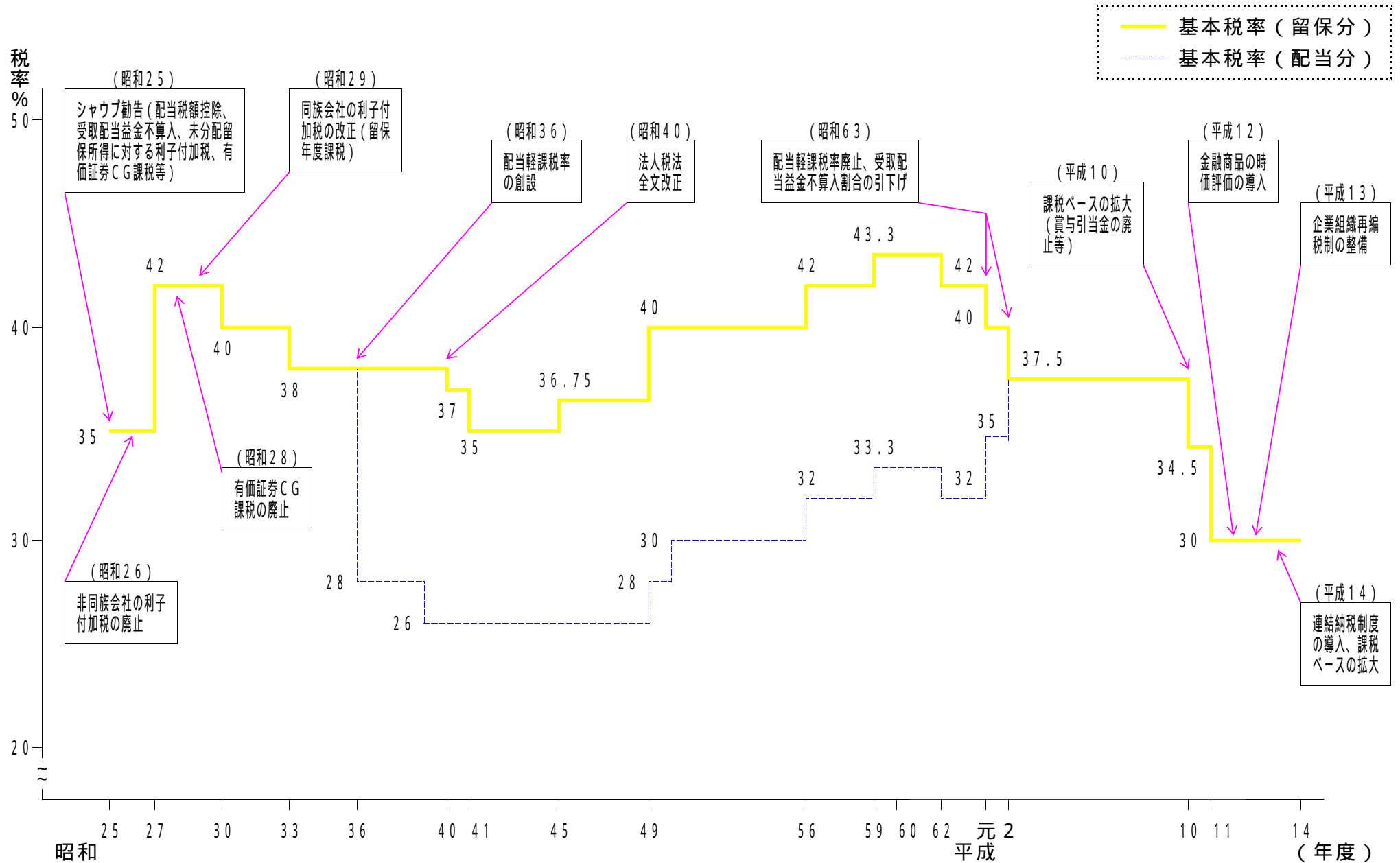
(注)1. 日本は14年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2000 (OECD)」及び「National Accounts (OECD)」により作成。

2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。

3. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

4. 老年人口比率は、日本については2002年の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)である。

シャープ勧告以後の法人税制等の変遷と税率の推移



主要国の配当に係る負担調整に関する仕組み（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
法人段階	法人税率 30%	法人税率 35% (最高税率)	法人税率 30%	法人税率 25% [税額の5.5%の付加税]	法人税率 33 1/3% [税額の3%の付加税]
個人株主段階における法人税と所得税の調整方式	部分的調整 (配当税額控除方式)	全く調整しない	部分的調整 (インピュテーション方式)	部分的調整 (受取配当の1/2を株主の課税所得に算入)	完全調整 (インピュテーション方式)
法人間配当	[持株比率] [益金不算入割合] 25%未満 …… 80% (「 <u>改正案</u> 」益金不算入割合を50%に引下げ) 25%以上 …… 100%	[持株比率] [益金不算入割合] 20%未満 …… 70% 20%以上 80%未満 80% 80%以上 …… 100%	全額益金不算入	全額益金不算入	原則インピュテーション方式 (部分的に調整)

(注) 1. 日本では、国税と同様に地方税において配当税額控除方式により、個人住民税と法人住民税の調整を部分的に行っている（控除率：課税総所得1千万円以下2.8%、1千万円超1.4%）

2. インピュテーション方式とは、受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算した受取配当に対応する法人税の金額を控除する方式のことを言う。

3. フランスにおいては、法人税付加税が課されているが、インピュテーション方式による計算上、付加税分については調整が行われない。

わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成 12 年 7 月〕
〔税 制 調 査 会〕

二 法人課税

1 . 法人税

(1) 法人税の意義

法人税と所得税との間の負担調整

(参考 1) 法人税・所得税の負担調整に関する基本的仕組み

個人と法人をめぐる法人税の基本的仕組みについては、法人の性格をどのように考えるかによって、考え方が分かれてきました。すなわち、法人は株主とは独立した存在であると見る法人実在説の立場からは、法人税は法人独自の負担であり、配当に対する法人税と所得税の税負担の調整を行うことは不要であるとの主張がなされてきました。一方、法人は個人（株主）の集合体であるとの法人擬制説の立場からは、法人税は所得税の前取りであり、配当に対する法人税と所得税の税負担の調整を完全に行うべきであるとの主張がなされてきました。

法人の活動の社会的実態を見ると、法人は株主と別個の独立した主体として経済活動を営み、成果をあげていることは事実です。しかしながら、同時に、法人の経済活動によって得られる所得が配当の形で株主に帰属するという側面があり、また、これが法人という企業形態の存立目的であることも否定することはできません。このような二面的な性格を有する法人について、法人実在説あるいは法人擬制説という形で一面的に割り切ることは困難と考えられます。

最近の商法等・企業会計・税法の改正の動向

目 的

商 法 —— 株主及び会社債権者の利益の保護
 企業会計 —— 企業の財政状態及び経営成績の投資家への正確な開示
 法人税法 —— 適正な課税の実現

（注）確定した決算に基づき課税所得を算出。別段の定めがなければ、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算（法人税法第22条第4項）。

商 法 等	企 業 会 計	税 法
9.10 ・合併手続の簡素合理化 9.12 ・持株会社設立の解禁 10.3 ・自己株式の取得・消却要件の緩和 ・銀行持株会社設立の解禁 11.10 ・株式交換・移転制度の創設 ・金銭債権の時価評価の導入 13.4 ・会社分割法制の創設 13.10 ・金庫株の解禁	11.4 ・連結財務諸表制度の抜本的見直し ・連結キャッシュ・フロー計算書の導入 ・税効果会計の導入 12.4 ・金融商品に対する時価評価の導入 ・退職給付会計の導入 ・中間連結財務諸表制度の導入	10.4 ・ <u>資本準備金による自己株式消却への対応</u> 11.10 ・ <u>株式交換等に係る課税の特例</u> 12.4 ・ <u>金融商品に対する時価評価等の導入</u> 13.4 ・ <u>企業組織再編成に係る税制の整備</u> 13.10 } 14.4 } ・ <u>金庫株の取得・処分への対応</u> ・ <u>連結納税制度の創設</u>

（注）商法等（独占禁止法等を含む。）及び税法の年月は改正法の施行日、企業会計の年月は適用開始事業年度を示している。

わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成12年7月〕
税制調査会

二 法人課税

1. 法人税

(1) 法人税の意義

商法・企業会計原則との関係

税法と商法・企業会計原則は、企業の所得あるいは利益を計算するという点で共通するところがあります。しかし、これらは、それぞれ固有の目的と機能を持っています。

企業の会計には、財産・持分をめぐる株主や債権者などの利害関係者の間の利害を調整する機能と、関係者に企業の財政状態と経営成績を開示するという情報を提供する機能の2つの機能があります。具体的には、商法会計は、株主及び会社債権者の利益の保護を目的として、配当可能利益の計算などによる利害調整機能を有するとともに、株主などに対する情報提供機能を有しています。また、証券取引法会計は、投資者の保護を目的とした情報提供機能を有しています。

一方、税法は、税負担の公平や税制の経済に対する中立性を確保することなどを基本的な考え方としており、適正な課税を実現するため、国と納税者の関係を律しているものです。したがって、適正な課税を実現するという税法固有の考え方から、税法における課税所得の捉え方が商法・企業会計原則と異なる場合があることは当然です。例えば、受取配当の益金不算入、引当金の繰入限度額や寄附金の損金算入限度額といった制度は、税法固有の取扱いとされているものです。

また、法人税法が、商法・企業会計原則における会計処理の保守的な考え方や選択制をそのまま容認すれば、企業間の税負担の格差や課税所得計算の歪みがもたらされる場合があります。

法人税の課税所得については、今後とも、適正な課税を実現するという税法固有の目的を確保する観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取扱いをすることが適当です。

主要国における法人企業に対する課税の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
課 税 の 概 要	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社等の法人は、法人税が課税される。	州法に準拠して設立された法人は、原則として法人税が課税される。LLC等の一定の法人は、持分割合等に応じた構成員課税を選択することができる。	株式会社、有限会社等の法人は、法人税が課税される。	株式会社、株式合資会社、有限会社等の法人は、法人税が課税される。	株式会社、株式合資会社、有限会社等の法人は、法人税が課税される。
（小規模法人企業等に対する例外規定）	—————	一定の小規模法人（S法人）は、持分割合に応じた個人所得課税を選択することができる。	—————	（合資会社、合名会社等（人的会社）は、法人格を有しておらず、持分割合に応じた個人所得課税が行われる。）	合資会社、合名会社等（人的会社）は、持分割合に応じた個人所得課税が行われる。ただし、法人課税を選択することもできる。
法人税の課税対象企業数	252.7 万社 （1999年度）	225.0 万社 （1998年）	62.3 万社 （1998年）	63.7 万社 （1995年）	94.0 万社 （1997年）

（注）法人税の課税対象企業数は、日本は内国普通法人数（清算中等の法人を除く。）、アメリカは法人税申告書数（個人所得課税を選択したS法人数は、258.8万社）、イギリス、フランスは法人税課税件数、ドイツは法人税申告書数（機関会社を除く。）による。

わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成 12 年 7 月〕
〔税 制 調 査 会〕

二 法人課税

1 . 法人税

(8) その他の課題

多様な事業体に対する課税のあり方

金融システムの改革が進められる中で、資産の流動化や金融商品の多様化を図る観点から、特定目的会社（S P C）や投資法人（旧証券投資法人）といった法人が創出されました。

これらの法人に対しては、他の法人と同様に法人税が課されることになります。しかし、その機能は、投資家と投資先を結び付ける言わば「導管」にすぎないものであることから、その事業年度に係る利益の配当の支払額が配当可能利益の 90%を超えることなど、導管としての実態が確保される場合には、支払配当を損金算入することとして、その部分については実質的に法人課税を行わないこととしています。

また、平成 12 年度においていわゆる S P C 法などの改正により創設された特定目的信託及び投資信託は、S P C が行う資産の流動化や投資法人が行う資産の運用を新たに信託スキームにも認めるものです。信託については、これまで法人税の課税対象ではありませんでしたが、これらの信託は、S P C 及び投資法人と同様の経済的意義を有するものであることから、原則として法人税の課税対象とすることとし、S P C 及び投資法人と同様に導管としての実態が確保される場合には、分配した利益を損金算入することとされました。

このように、金融商品の組成に関する横断的な集団投資スキームの法制度の整備が行われる中で、それぞれの事業体の実質的な事業内容などを踏まえた税制上の措置が講じられてきていますが、これらの取扱いは、民法、商法、その他の私法において規定される「法人」を、法人税の課税対象とするというこれまでの取扱いとは異なるものとなっています。

さらに、近年、外国で設立されるパートナーシップやリミテッド・ライアビリティー・カンパニー（ＬＬＣ）といったわが国には制度のない外国の事業体が、わが国で事業活動を行ったり、逆に、わが国企業がこうした外国の事業体に投資する例も増加してきています。後に「五 国際課税」でも述べますが、これらのわが国に制度のない事業体に対する課税のあり方も、今後検討する必要性が生じてきています。

今後も投資や事業の主体が多様化していくことが予想されますが、法人税の課税対象となる事業体が、法人格の有無により決定されるというこれまでの取扱いについては再検討する必要性があり、その事業や投資活動の内容、経済的意義、法的性格などを踏まえ、適切な課税を確保する観点から、その課税のあり方について検討する必要があります。

企業関係租税特別措置における主な設備投資減税の減収額の推移

(単位：億円)

制 度 名	12年度減収額	13年度減収額	14年度減収額
中小企業投資促進税制	1 , 4 4 0	1 , 4 5 0	2 , 0 6 0
中小企業新技術体化投資促進税制	4 5 0	5 7 0	—
エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	4 2 0	4 8 0	3 8 0
医療用機器等の特別償却	1 0 0	1 5 0	1 0 0
中小企業等基盤強化税制	6 0	5 0	9 0
公害防止用設備の特別償却	1 1 0	1 1 0	7 0
特定地域における工業用機械等の特別償却	8 0	6 0	4 0
特定高度技術産業集積地域産業用設備の特別償却	1 0	3 0	3 0
特定電気通信設備等の特別償却	3 0	3 0	3 0
沖縄の特定地域における工業用機械等の税額控除	2 0	2 0	2 0
船舶等の特別償却	2 0	2 0	2 0
再商品化設備等の特別償却	2 0	4 0	2 0
経営基盤強化計画等に係る機械等の割増償却	2 0	3 0	2 0
事業革新設備等の特別償却	1 0	1 0	1 0
特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却	1 0	2 0	1 0
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	0	0	1 0
倉庫用建物等の割増償却	1 0	2 0	1 0
合 計	2 , 8 1 0	3 , 0 9 0	2 , 9 2 0

- (注) 1. 減収額は平年度ベースのものである。
2. 上表は、設備投資減税のうち旧中小企業新技術体化投資促進税制を除き、平成14年度減収額が計上されている制度について掲げたものである。

主要国における設備投資促進に関連する税制措置の概要

1. 償却制度の特例

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
■ 初年度 30%の特別償却 2001 年 9 月 11 日の同時テロ発生より 3 年以内に取得した減価償却の対象となる動産について、初年度に 30%の特別償却(及びこれに加えて通常の償却)が認められる。 ■ 再植林費用 植林業者等の支出した再植林費用(年間 1 万ドルを限度)について、通常の償却方法に代えて、84 ヶ月にわたって定額法による償却を行うことが認められる。 ■ バリアフリー化費用 障害者等に対する公共交通及び建築物の障害を除去するために支出した費用(年間 1 万 5 千ドルを限度)について、減価償却ではなく、即時償却を選択することが認められる。 ■ 公害防止設備 1975 年以前から稼働している工場等に設置される公害防止設備の取得費用について、その一部を 60 ヶ月にわたって定額法による償却を行うことが認められる。	■ 中小法人の機械設備 通常 25%定率法による償却のところ、初年度に 40%の償却が認められる。 ■ 小規模法人の情報通信技術 通常 25%定率法による償却のところ、初年度 100%償却が認められる。 ■ 海洋船舶 耐用年数が 25 年以上で通常 6%定率法による償却によるところ、25%定率法による償却が認められる。 ■ 試験研究に係る設備等 通常 25%定率法(機械設備の場合)又は 4%定額法(建物の場合)による償却のところ、初年度 100%償却が認められる。	■ 中小企業の設備財産(動産) 企業創立者の支出した設備資産の製造・取得費用について、通常の償却に加えて、5 年間に 20%の特別償却が認められる。 (注)20%の特別償却額は、5 年間に均等に割り当てる必要はなく、納税者が任意に割り当てて償却することができる。ただし、償却額が製造・取得額を上回ることはいできない。(以下同じ) ■ 商船・漁船 製造・取得費用について、通常の償却に加えて、5 年間に 40%の特別償却が認められる。 ■ 国際線航空機 製造・取得費用について、通常の償却に加えて、5 年間に 30%の特別償却が認められる。 ■ 記念建造物の修繕費用 通常の償却の代わりに、10 年間にわたって定額法で償却することが認められる。	■ 公害防止施設(建物・構築物) 2002 年 12 月 31 日までに建設された工業排水浄化施設、大気汚染防止及び臭気防止施設の建設費用について、12 ヶ月で償却を行うことが認められる。 ■ 省エネルギー設備 2006 年 12 月 31 日までに製造・取得したものについて、12 ヶ月で償却を行うことが認められる。 ■ 電気自動車 2002 年 12 月 31 日までに取得したものについて、12 ヶ月で償却を行うことが認められる。 ■ 騒音防止設備 2002 年 12 月 31 日までに取得したものについて、12 ヶ月で償却を行うことが認められる。

(注)アメリカでは、1986 年以降、従来の加速度償却を改めた修正加速度償却が適用されている。

主要国における設備投資促進に関連する税制措置の概要

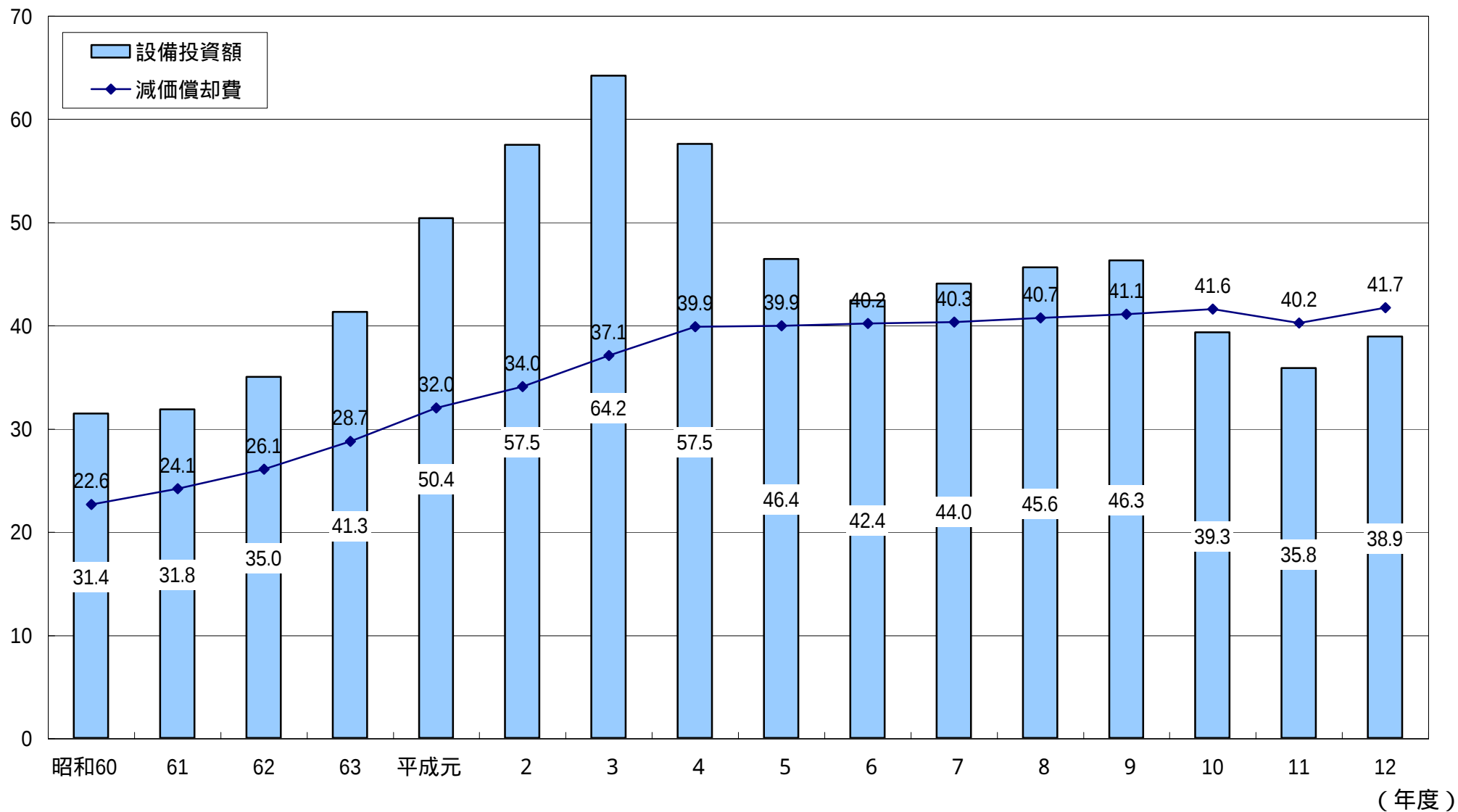
2. 税額控除

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
投資税額控除 以下の3つの投資税額控除がある。 (注)1986年改正により、一般的な投資税額控除は廃止された。 ▣ 建物修復費税額控除 適格な歴史的建物の修復費の20%、又は1935年以前に事業の用に供された建物の修復費の10%の税額控除が認められる。 ▣ 省エネルギー設備税額控除 太陽熱・地熱等を利用して発電・冷暖房等を行う装置の取得費用の10%の税額控除が認められる。 ▣ 再植林費用税額控除 再植林費用(年間1万ドルを限度)の10%の税額控除が認められる。	なし	なし (政令により、一定の設備財産(動産)に対する投資につき、投資額の7.5%を限度として税額控除を認める制度が存在するが、1967年の制定以来、未発動となっている。)	なし (1960年代～70年代にかけて、個別の立法により3回、一定の資産に対する投資額の10%の税額控除が認められたことがあるが、以降、一般的な投資税額控除は認められていない。)

(注)ドイツでは、投資補助金制度(旧東独地域における設備財産(動産)の取得・製造費用及び営業用建物の建設費用に対して12.5%(中小企業に対しては25%)、賃貸住宅建設費用に対しては10%を税の還付として支給する制度)が存在する。

設備投資額及び減価償却費の推移

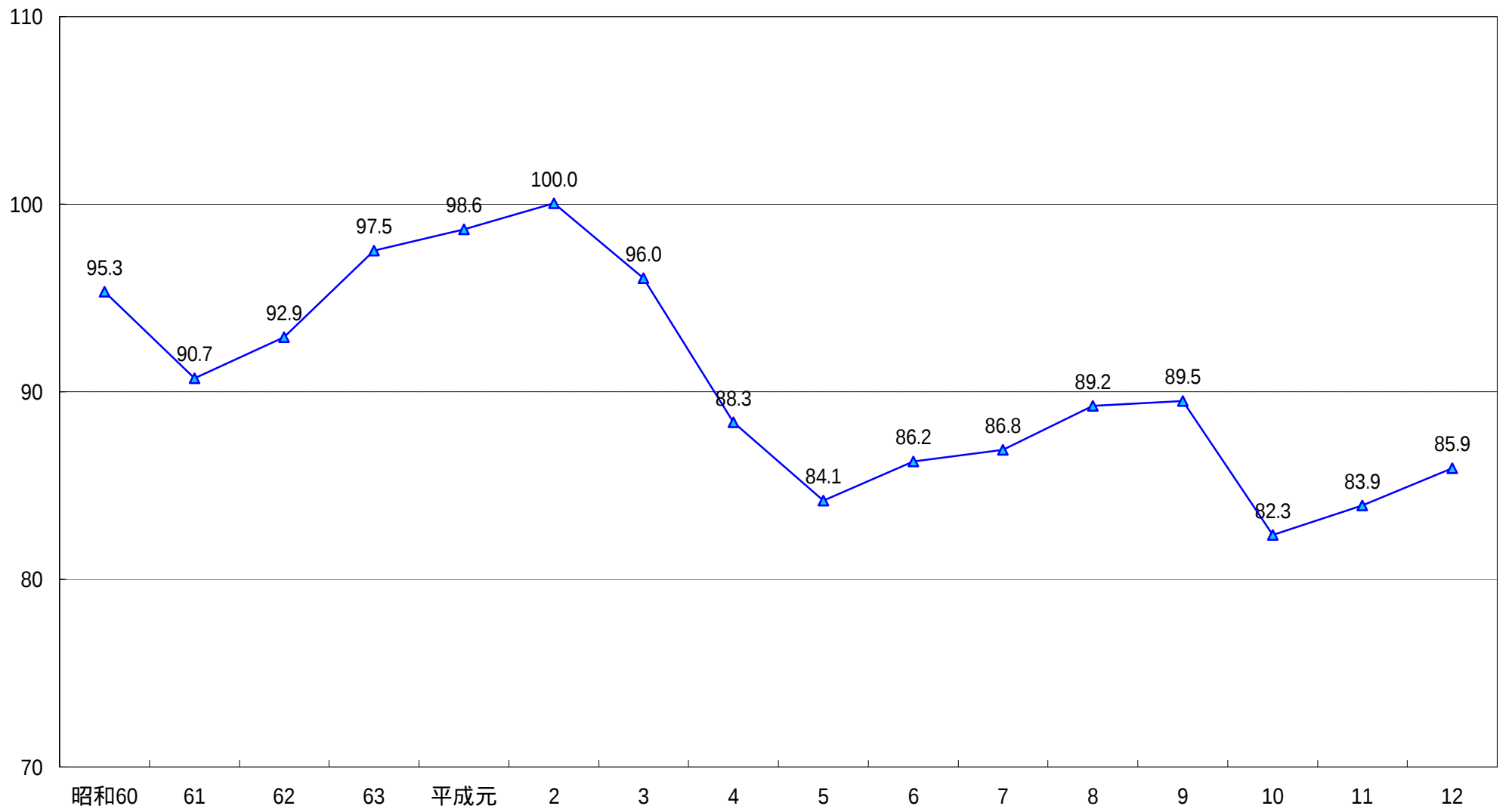
(単位：兆円)



(注) 「法人企業統計年報」(財務省財務総合政策研究所)による。

製造工業設備稼働率の推移

(単位：%)

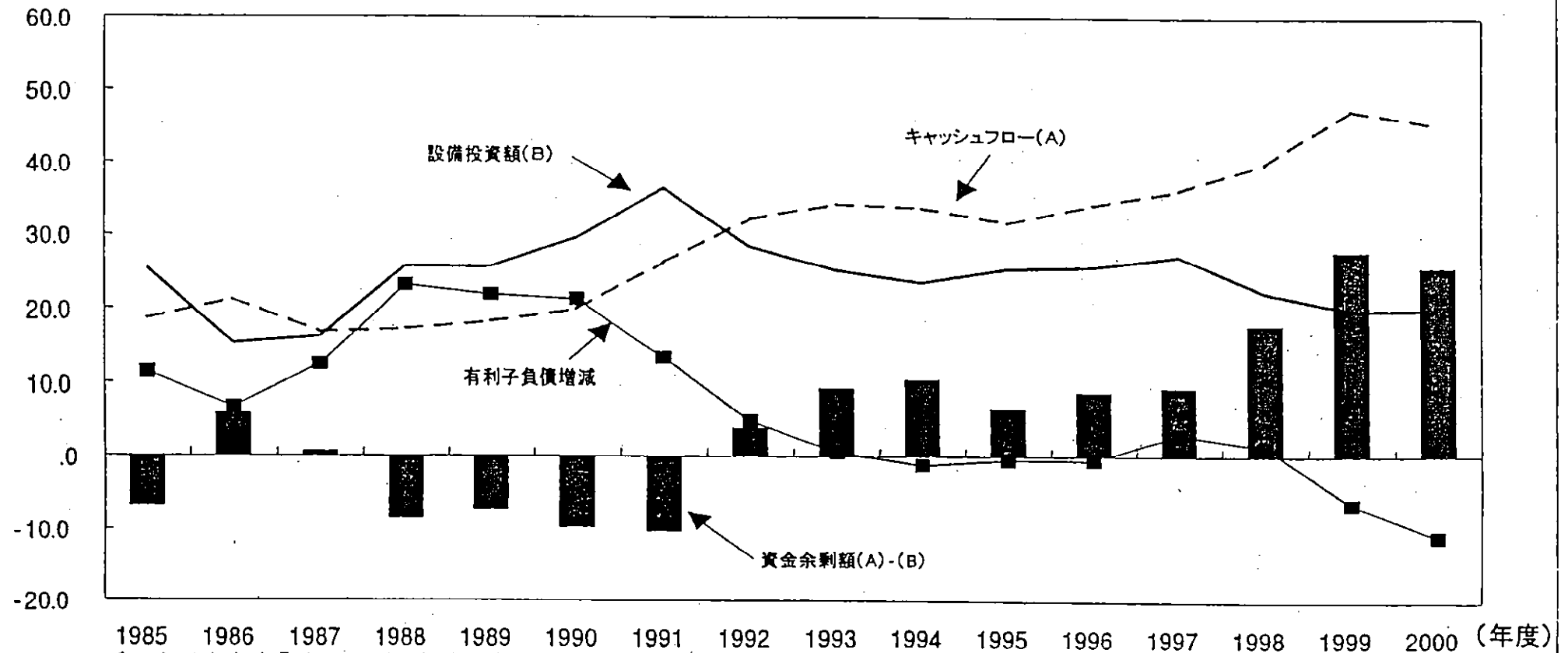


- (注) 1. 「鋳工業生産・出荷・在庫指数」(経済産業省)による。
2. 指数は、平成2年度分を100とした場合のものである。

(年度)

我が国国内法人の設備投資額等の推移

(兆円)

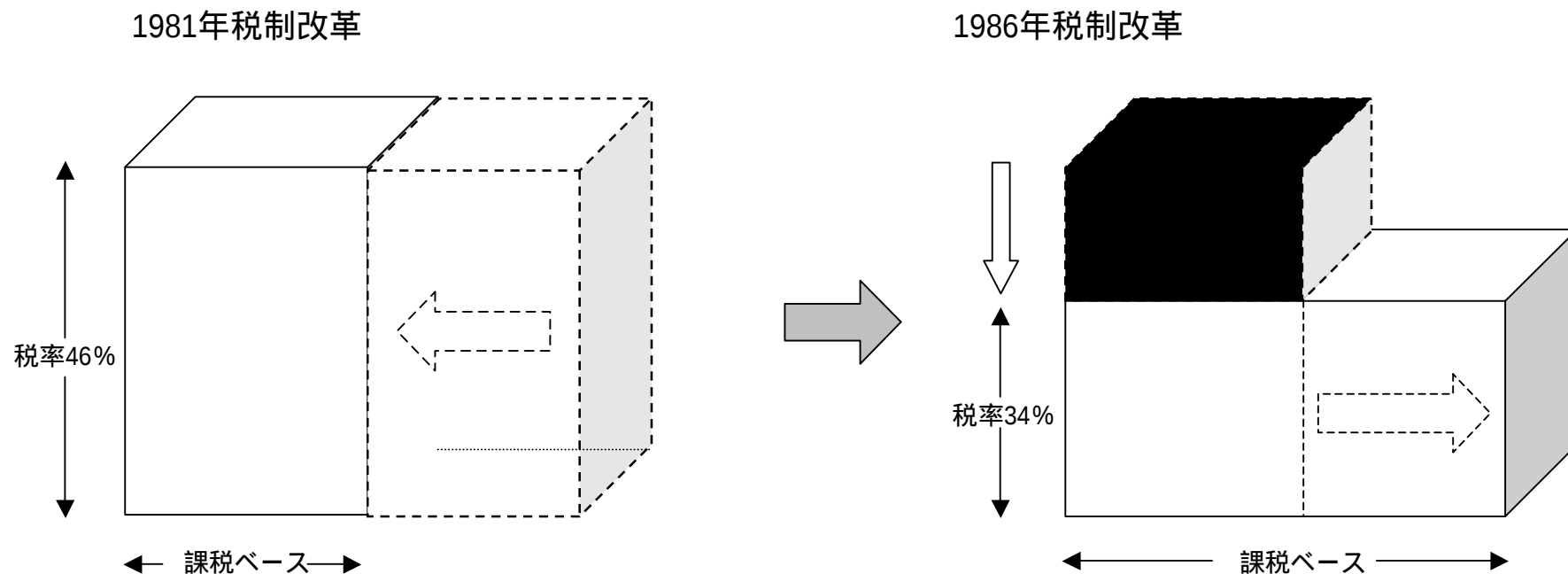


データ:財務省「法人企業統計年報」、資本金10億円以上の全産業が対象。

設備投資額は、有形固定資産のうち土地を除く部分の前年比増減額。有利子負債は短期・長期借入金＋社債。

平成14年3月13日開催「経済活性化のための企業税制に関する研究会」提出資料（経済産業省作成）

レーガン政権下における法人税制改革について (イメージ)



< 1981年税制改革 >

- 加速度償却の導入、投資税額控除の拡充等、租税特別措置を拡充 (課税ベースは縮小)。

ベンチャー企業や、ハイテク、サービス産業に比べ、償却すべき資産を有する重厚長大産業を相対的に優遇。

< 1986年税制改革 >

- 加速度償却の縮減・合理化、投資税額控除の廃止等、租税特別措置の縮減 (課税ベースは拡大)を図るとともに、税率を引下げ (46% → 34%)。

経済により中立的な税制を構築することにより、資源の効率的な配分を実現。

(注) 1985年1月に、大統領の諮問機関である産業競争力会議が “The Global Competition - The New Reality ” (いわゆるヤング・レポート)を発表している。

レーガン税制における設備投資減税について

レーガン政権は、1981年と1986年の2度の税制改正を行っている。いずれも、経済活性化をその目的の一つとしていたが、1981年改正では設備投資減税を拡大したものの、1986年改正では設備投資減税を縮小している。これについて、レーガン政権や当時の米国財務省は、以下のような説明を行っている。

- 『経済再建計画』(1981年2月) 設備投資減税拡大の背景を説明
 - ・ 高インフレによって、設備投資の償却額の実質価値が過少に計上されていることから、企業の法人税負担が増大している。
 - ・ 生産性を向上させ、エネルギー効率の悪い機械設備の買換えを奨励し、資本形成を促進するためには、資本回収のスケジュールを前倒しすることが有効な手段である。
- 『公平、簡素、経済成長のための税制改正』(1984年11月、財務省報告) 設備投資減税の問題点の指摘
 - ・ 加速度償却や投資税額控除により、産業ごとの実効税率負担の大きな格差が生じており、資本集約型産業がハイテク産業、サービス産業及び卸小売業などよりも優遇されている。
 - ・ 設備投資減税は、ベンチャーや急速に成長している会社、不況産業には恩恵をもたらさない。このため、これらの会社は競争力がそがれ、事業革新への意欲を失っている。
 - ・ 税制が民間部門における意思決定者の行動に深い影響を与えるようになっている。労働と資本の利用や消費者の選択は税法によって歪められており、このため、生産性の低下、生産量の減少、消費者の満足度の低下といった問題が発生している。

増加試験研究費等の税額控除制度

< 1. 増加試験研究費の税額控除制度 >

適用年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合（前期、前々期の試験研究費を超える場合に限る。）には、比較試験研究費の額を超える額の15%相当額を法人税額から控除することができる。

[税額控除限度額の計算]

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{適用年度の} \\ \text{試験研究費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{比較試験} \\ \text{研究費の額} \end{array} \right\} \times 15\%$$

（注）比較試験研究費の額…適用年度の開始の日前5年以内に開始した事業年度（比較事業年度）の試験研究費の額のうち多い方から3期分の平均額

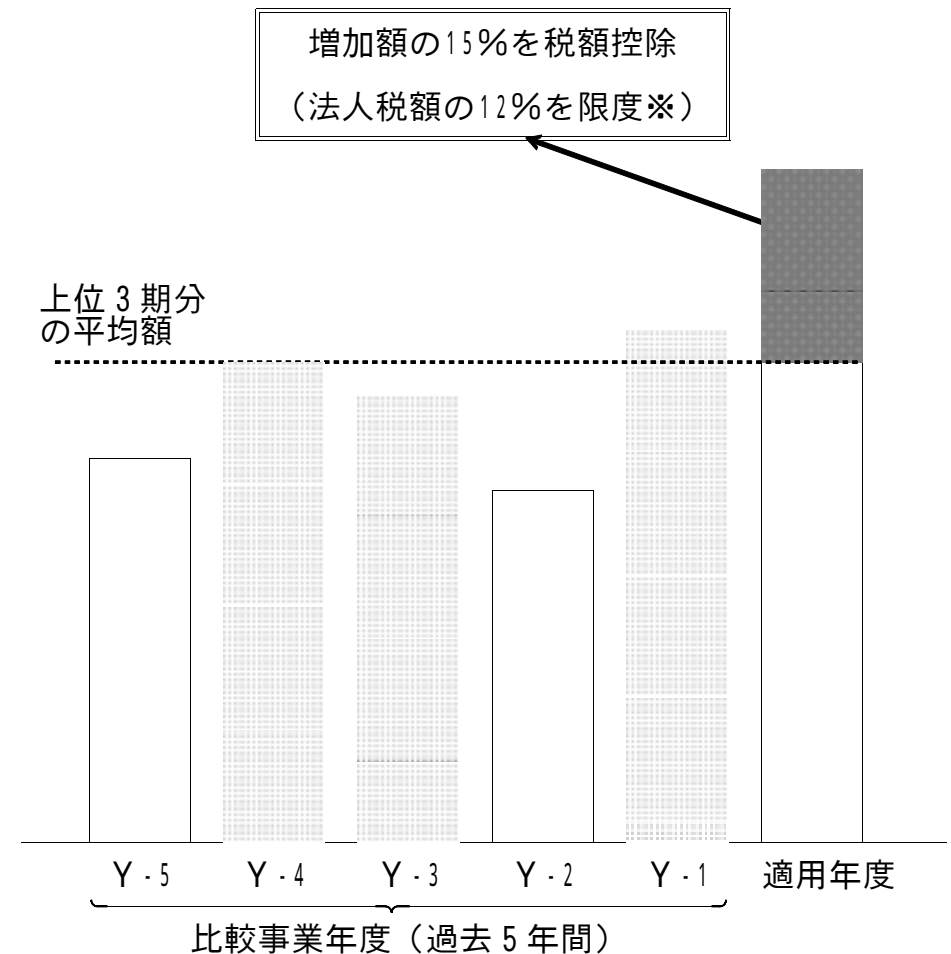
[適用期間] 昭和42年6月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度

< 2. 中小企業の試験研究費の税額控除制度 >

中小企業者等が支出した試験研究費について、上記1の適用に代えて、試験研究費の10%の税額控除が認められる。

[適用期間] 昭和60年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度

○ 増加試験研究税制の仕組み



※ 特別試験研究費がある場合には、その15%相当額を加算。
但し、法人税額の14%相当額を限度。

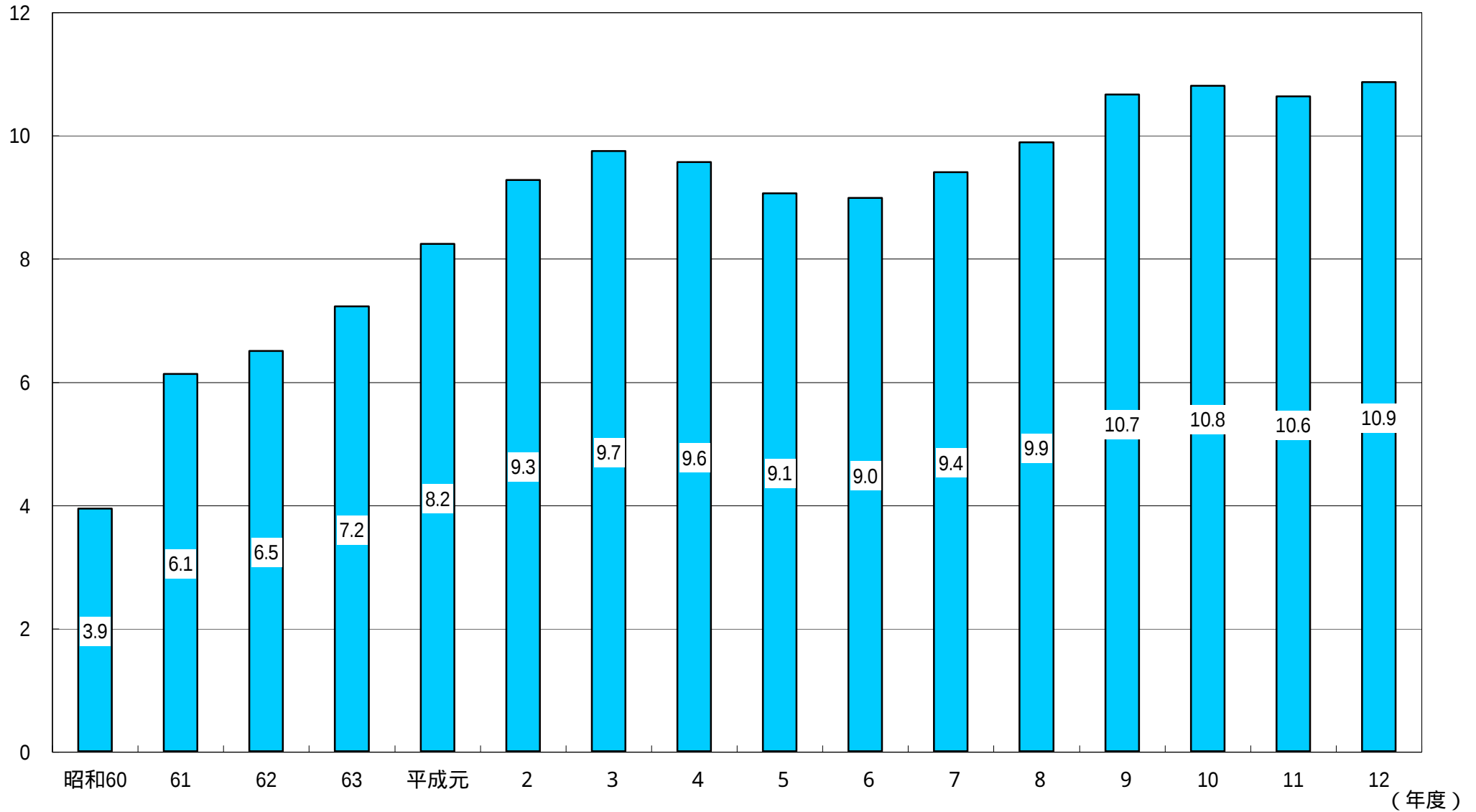
主要国の主な研究開発関連税制の比較（未定稿）

日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
○ 増加試験研究費等の税額控除 適用年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合（注１）にその比較試験研究費を超える金額の 15%（当期の税額の 12%を限度とする（注２））の税額控除 中小企業者等は、当期の試験研究費の額の 10%（注３）の税額控除（当期の税額の 15%を限度）	○ 試験研究費の税額控除 当期の試験研究費のうち基準額（注４）を超える額の 20%を税額控除 大学や科学機関の基礎研究への支出額の 20%を税額控除 上記に代えて、[当期の適格試験研究費 / 直前 4 課税年度の平均総収入]の比率に応じて、適格試験研究費の 2.65%～3.75%の税額控除を選択することができる。（注５） （2004 年 6 月までの措置）	○ 試験研究設備等特別償却 - 研究開発用の建物や機械・設備等（土地を除く。）の購入費用の初年度 100%償却 ○ 中小法人に対する試験研究費の損金算入の特例 - 適格試験研究費を年 25,000 ポンド（435 万円）以上支出した場合、その 150%を損金算入。 1 ポンド = 174 円で換算	税制上の研究開発関連特別措置は、存在しない。	○ 増加試験研究費の税額控除制度 過去 2 年間の試験研究費の平均（消費者物価上昇率に従い再評価後のもの）に対する当期の試験研究費増加額の 50%を税額控除

- （注）１．前期、前々期の試験研究費の額を超える場合に限る。なお、比較試験研究費とは、適用年度の開始の日前 5 年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額のうち多い方から 3 期分の平均額をいう。
- ２．特別試験研究費（国内や国外の試験研究機関との共同研究等に係る費用をいう。）の額がある場合には、その支出額の 15%を加算した金額と当期の税額の 14%のいずれか少ない金額を限度とする。
- ３．平成 10 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度については、経済対策として、税額控除率が上乘せ（6%→10%）されている。
- ４．基準額 = 直前 4 課税年度平均年間総収入 $\times \frac{84 \sim 88 \text{ 年の研究費}}{84 \sim 88 \text{ 年の総収入}}$
- ５．この選択は継続適用が要求される。また、1996 年以降の最初の課税年度にこの選択を行わない場合、その後の年度において選択することはできない。

試験研究費支出額の推移

(単位：兆円)



(注) 「科学技術研究調査報告」(総務省統計局)による。

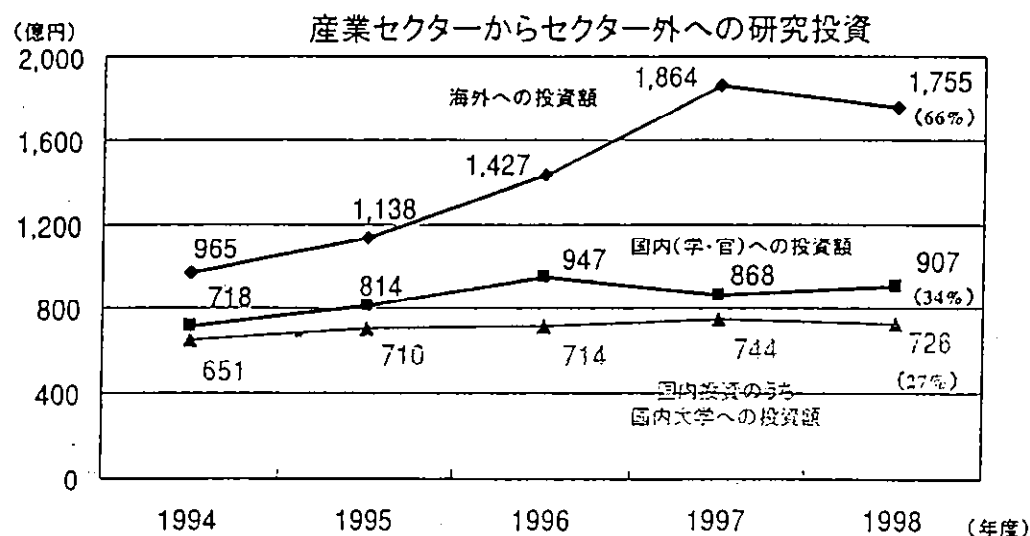
『経済活性化』のための研究開発と税制

- 「経済活性化」のため、わが国企業の競争力強化を図るには、効果的、効率的な研究開発を進めることが重要。

(注) 法人税においても、「増加試験研究費等の税額控除制度」を措置。

- 今後、わが国の民間研究開発の現状や問題点について十分吟味し、戦略的な研究開発を推進する総合的な施策が必要。

(注) 近年、企業の海外への研究開発支出が増えているとの指摘がある。例えば、「わが国の民間企業から大学等への研究投資のうち、3分の2が海外への投資である」ことをどう考えるか。



出典:総務庁「科学技術研究調査報告」

経済産業省産業構造審議会新成長政策部会資料

- 研究開発を含め、「経済活性化」のため真に有効な税制措置を検討するに当たっては、その前提として、競争力強化や産業構造改革についての明確で具体的な国家戦略が必要。

創設後長期にわたる企業関係租税特別措置

経過年数	創設年	項 目
50年以上	昭26	船舶等の特別償却
45年以上	昭28 昭28 昭32 昭32	技術等海外取引に係る所得の特別控除 保険会社等の異常危険準備金 鉱業用坑道等の特別償却 植林費の損金算入の特例
40年以上	昭36 昭36 昭36	鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例
35年以上	昭39 昭39 昭40 昭40 昭41 昭41 昭42 昭42 昭42 昭42	農業協同組合等の留保所得の特別控除 海外投資等損失準備金 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除 探鉱準備金又は海外探鉱準備金 倉庫用建物等の割増償却 中小企業等の貸倒引当金の特例 増加試験研究費等の税額控除 公害防止用設備の特別償却 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例 準備金方式による特別償却
30年以上	昭43 昭44 昭46 昭46 昭47 昭47 昭47 昭47 昭47	電子計算機買戻損失準備金 特定再開発建築物等の割増償却 航空機の特別償却 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却 自由貿易地域における工業用機械等の特別償却 中小企業者等の機械の特別償却 プログラム等準備金 転廃業助成金等に係る課税の特例

経過年数	創設年	項 目
25年以上	昭48 昭48 昭49 昭50 昭51	商業施設等の特別償却 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等 金属鉱業等鉱害防止準備金 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 漁業経営改善計画に係る漁船の割増償却
20年以上	昭54 昭56	医療用機器等の特別償却 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（注1）
15年以上	昭58 昭58 昭59 昭59 昭61 昭61 昭62 昭62 昭62 昭62 昭62 昭62 昭62	地震防災対策用資産の特別償却 使用済核燃料再処理準備金 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却（注2） 関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金 電線類地中化設備の特別償却 特定都市鉄道整備準備金 中小企業等基盤強化税制 事業革新設備等の特別償却（注3） 特定災害防止準備金 欠損金の繰越期間の特例 関西文化が学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設等の特別償却 特定余暇利用施設の特別償却
10年以上	平元 平2 平2 平4	特定中核的民間施設等の特別償却 特定電気通信設備等の特別償却 原子力発電施設解体準備金 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却

（注1）エネルギー対策促進税制として創設

（注2）高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備等の特別償却として創設

（注3）産業構造転換用設備等の特別償却として創設

租税特別措置による減収額（19,420億円）の内訳（平成14年度ベース）

所得税 12,900億円(66.4%)				法人税 4,340億円(22.3%)		その他
住宅ローン控除 6,010億円 (30.9%)	生損保控除 2,690億円 (13.9%)	老人マル優等 1,730億円 (8.9%)	その他 2,470億円 (12.7%)	設備投資関係 2,920億円 (15.0%)	試験研究税制 320億円 (1.6%)	その他 2,180億円 (11.2%)

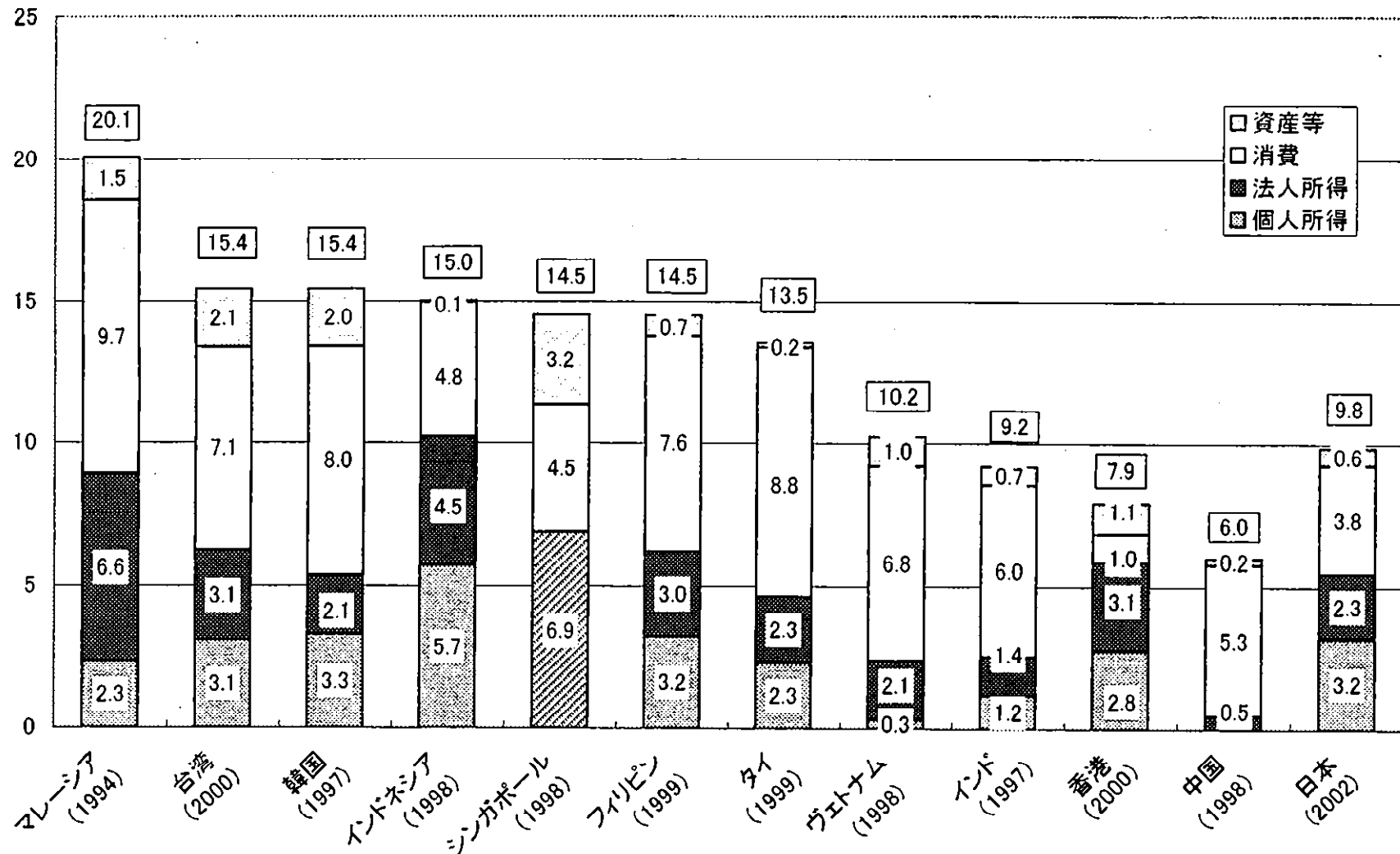
G 7 及びアジア諸国の法人税率（国税）

（2002年1月現在）

国名	法人税率	国名	法人税率
日本	30.0	韓国	27.0
アメリカ	35.0	台湾	25.0
イギリス	30.0	香港	16.0
ドイツ	25.0	シンガポール	24.5
フランス	33.33	マレーシア	28.0
イタリア	36.0	インドネシア	30.0
カナダ	25.0	タイ	30.0
中国	33.0	フィリピン	32.0

アジア諸国の租税負担率(国税・対GDP比)

(%)



(注) 1. 日本は14年度当初予算ベース。

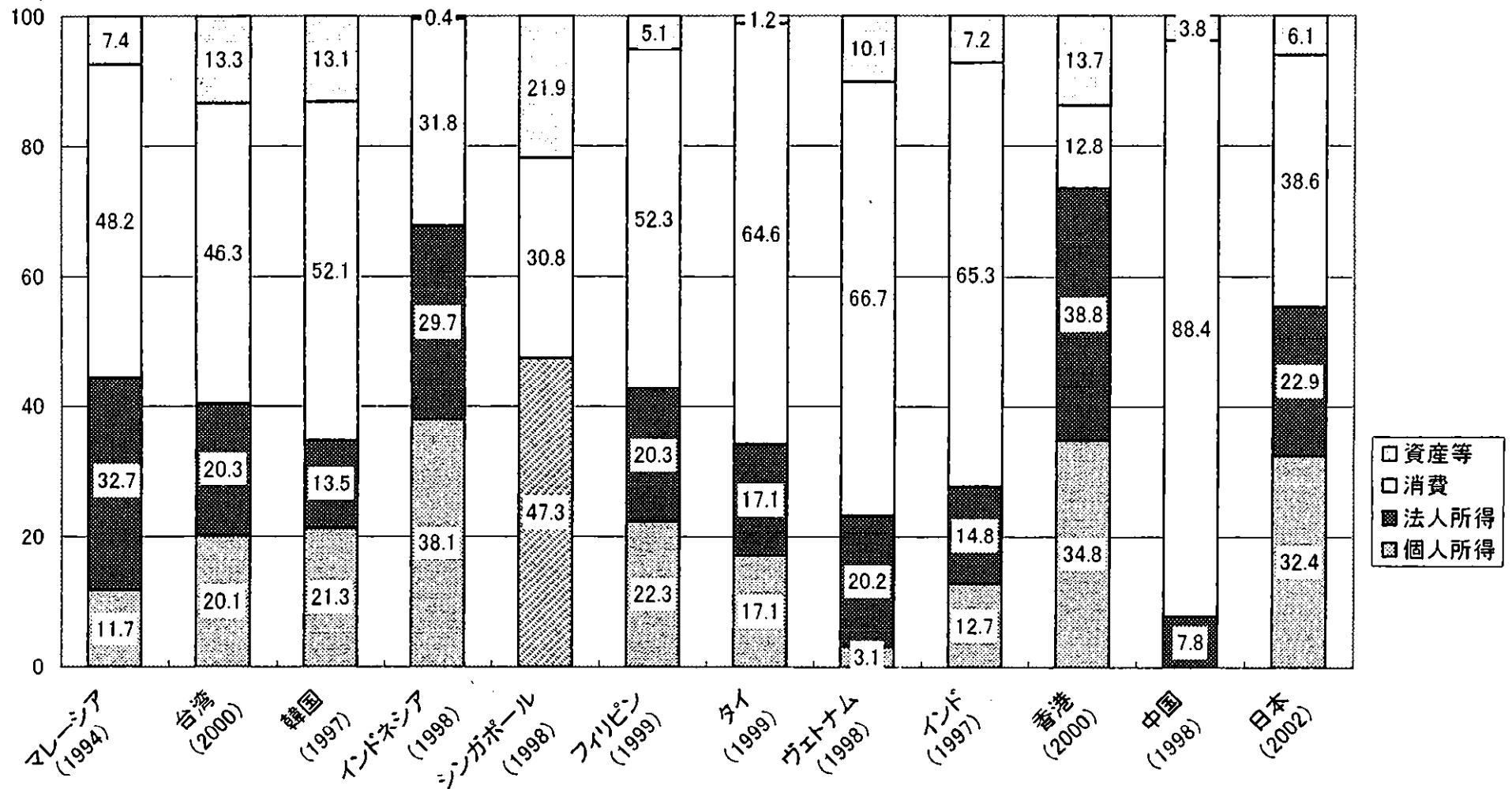
2. 税収については、台湾、香港は各国統計、その他の諸国はIMF "Government Financial Statistics Yearbook 2000" による。

3. GDPについては、台湾は各国統計、その他の諸国はIMF "International Financial Statistics Yearbook 2001" による。

4. シンガポールについては、統計上、個人所得税収と法人所得税収を区分できないため、ここでは個人所得税収と法人所得税収の合計を斜線で示している。

アジア諸国の税收構成比(国税)

(%)



(注) 1. 日本は14年度当初予算ベース。

2. 台湾、香港は各国統計、その他の諸国はIMF "Government Financial Statistics Yearbook 2000" による。

3. シンガポールについては、統計上、個人所得税収と法人所得税収を区分できないため、ここでは個人所得税収と法人所得税収の合計を斜線で示している。

アジア諸国における労働コストの比較

(単位：米ドル)

日 本	中 国	韓 国	香 港	シンガポール	台 湾
31,687	729*	10,743	13,539*	21,317*	—
(100.0)	(2.3)	(33.9)	(42.7)	(67.3)	—

マレーシア	インドネシア	タ イ	フィリピン	ベトナム	イ ン ド
3,429	1,008	2,705	2,450	711*	1,192
(10.8)	(3.2)	(8.5)	(7.7)	(2.2)	(3.8)

(注) 労働コストは製造業の労働者 1人当たりの年間賃金等を指す (1990 - 94 年平均。ただし *は 1995 - 99 年平均。)。

？ カッコ内の数字は、日本を 100 とした場合の割合である。

(出所) 「2001 World Development Indicators」(世界銀行)により作成。

アジア主要都市の投資関連コストの比較

(単位：米ドル)

	シンガポール	バンコク	クアラルンプール	ジャカルタ	マニラ	ホーチミン	ヤンゴン	ニューデリー	コロンボ	横浜
賃金（月額）										
・ワーカー（一般工職）	442～594	147	341	30～214	114～244	76～114	23～40	124～174	42～67	3,288
・エンジニア（中堅技術者）	1051～1944	325	649	33～322	237～383	158～274	72～137	223～298	81～149	4234～5001
地価・事務所賃料等（㎡あたり）										
・工業団地購入価格	634	45.85	49～99	50～75	85	n.a	n.a	12.83	8	1,539
・工業団地借料（月額）	6.90	0.50	5.7～8.5	4.3～4.8	85	2.25／年	1.88／年	n.a	0.02	n.a
・事務所賃料（月額）	49.91	10.09	17	19～20	27.58	14～16	16	23.02	13.53	30.7～36.4
通信費										
・電話架設料	28.79	149.08	164.0	48.26	70.04	124.12	1,550	81.27	163.80	646.82
・電話基本料金月額	4.78	2.29	9.21	4.19	13.41	1.86	7.50	4.06	4.37	15.55
公共料金										
・業務用電気料金 （KWhあたり）	0.07	0.04	0.05	0.0245～ 0.0298	0.037～ 0.040	0.07、0.11	0.08	0.06	0.06	0.14
・業務用水道料金 （㎡あたり）	1.05	0.22～0.36	0.32	0.1780～ 0.3914	0.18	0.28、0.45	0.88	0.04	0.34	0.36
法人所得税（％）	基本 25.5 (注)2002年度 より24.5	基本 30	基本 28	～5千万ルピア 10 15 1億ルピア超 30	32	基本 25 優遇10～20	35～40	基本 38.5 (課徴金10 %含む)	0～35%	基本 30

	ソウル	北 京	上 海	大 連	瀋 陽	重 慶	深 圳	香 港	台 北	横浜(再掲)
賃金（月額）										
・ワーカー（一般工職）	536～1,159	177	126～272	54～195	126～132	100～132	70～135	778～1,560	665～786	3,288
・エンジニア（中堅技術者）	1002～1509	309	181～544	72～278	182～222	107～222	219～458	853～1,924	1088～1451	4234～5001
地価・事務所賃料等（m ² あたり）										
・工業団地購入価格	127	60	25	46	26	36～45	31.03	243.70	453～484	1,539
・工業団地借料（月額）	0.09	3.6～5.4	0.50	2.42	n.a	2.2	1.19～1.66	n.a	2.40	n.a
・事務所賃料（月額）	35	30～42	24.00	42.66	25	13	14.27	34.48～ 66.20	26.00	30.7～36.4
通信費										
・電話架設料	204.00	147.4	152.23	36.24	60.41	48	118.91	60.92	30.00	646.82
・電話基本料金月額	2.00	4.0	5.80	2.36	3.38	2.9	4.52	11.54	11.00	15.55
公共料金										
・業務用電気料金 （KWhあたり）	0.04	0.07	0.07	0.07	0.05～0.09	0.044	0.09～0.12	0.12	0.1、0.08	0.14
・業務用水道料金 （m ³ あたり）	0.57	0.3	0.15	0.27	0.08	0.18	0.23、0.29	0.41～1.41	0.21、0.35	0.36
法人所得税（％）	16～28 (注)2002年度 より15～27	33	33	33	33	33	15	16	最高 25	基本 30

（資料）日本貿易振興会「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」（2000年12月調査より抜粋）

公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

〔平成 14 年 3 月 29 日〕
閣 議 決 定

- 1．最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第 34 条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。
- 2．上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成 14 年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成 17 年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

非 営 利 法 人 及 び 普 通 法 人 の 性 格 等

項 目	公 益 法 人 等	特定非営利活動法人	協 同 組 合 等	人格のない社団等	中 間 法 人	普 通 法 人
性 格	祭祀、宗教、慈善、 学術、技芸、社会福 祉その他公益に関す る事業を行うことを 目的とするもの	特定の活動を行うこ とにより、不特定か つ多数のものの利益 の増進に寄与するこ とを目的とするもの	中小企業者等が相互 扶助の理念により共 同仕入等の事業を行 うことを目的とする もの（営利の禁止）	法人格を有しないも の（基本的に営利を 目的としない）	社員に共通する利益 を図ることを目的と し、営利を目的とし ないもの	営利を目的として設 立されたもの
具 体 例	社団法人、財団法人 宗教法人、学校法人 社会福祉法人	ボランティア団体	農業協同組合、消費 者生活協同組合、信 用金庫、信用組合等	同窓会、P T A等	業界団体、互助会等	株式会社、有限会社 合名会社、合資会社
設 立	許可	認証	認可	なし	準則	準則
監 督	いつでも職権により 立入検査できる	法令等違反の疑いが ある場合に限り検査 できる	法令等違反の疑いが ある場合に限り検査 できる	なし	原則として公の監督 を受けない	原則として公の監督 を受けない
残 余 財 産 の 帰 属	国・地方公共団体、 類似の公益法人	国・地方公共団体、 類似の公益法人	組合員	構成員	社員に帰属すること も可能	株主等
課 税 対 象	収益事業による所得	収益事業による所得 （収益事業以外に係る利子は課税）	すべての所得 （事業分量配当の損金算入措置有り）	収益事業による所得 （収益事業以外に係る利子は課税）	すべての所得	すべての所得
法 人 税 率	2 2 %	3 0 % （所得800万円以下22%）	2 2 %	3 0 % （所得800万円以下22%）	3 0 % （所得800万円以下22%）	3 0 % （所得800万円以下22%）

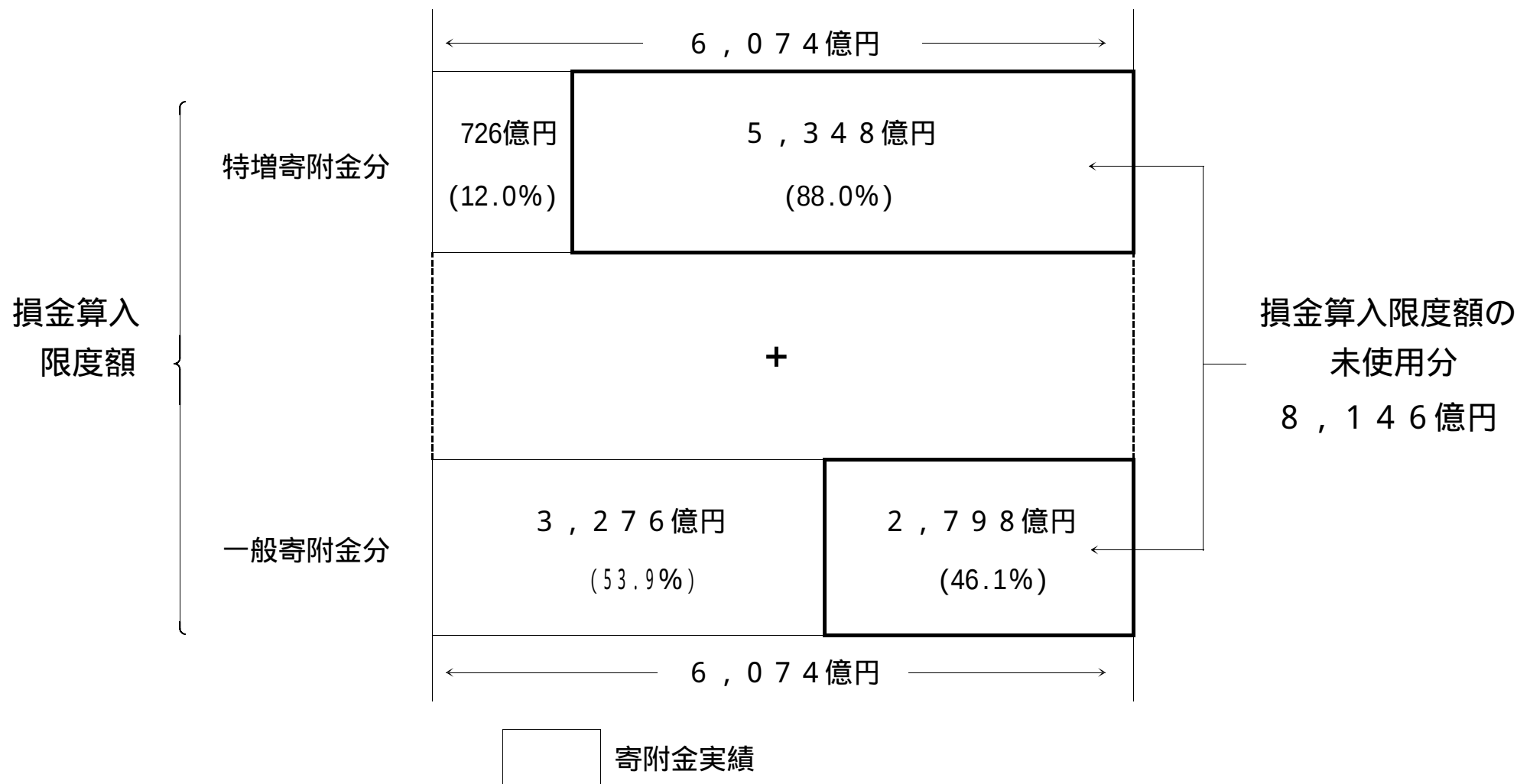
公 益 活 動 等 に 対 す る 寄 附 金

寄附の 区分 寄附を した者の 税制上の 取扱い	国・地方公共団体 に対する寄附金 〔 ・国公立学校 ・国公立図書館 など 〕	指 定 寄 附 金 〔 ・国宝の修復 ・学校の建設、教育研究費 用 ・オリンピックの開催費用 ・赤い羽根募金 など 〕	特 定 公 益 増 進 法 人 に対する寄附金 〔 ・日本育英会などの特殊法人 ・公益法人のうち、科学技術 の試験研究や学生に対する 学資の支給を行うもの ・学校法人 ・社会福祉法人 など 〕	認 定 N P O 法 人 に対する寄附金 〔 特定非営利活動を行う法人 （ N P O 法人 ）のうち一定 の要件を満たすものとして 国税庁長官の認定を受けた もの 〕
所 得 税	「寄附金（ ） - 1万円」を所得 から控除			

(注) 1 . 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外のもので (所得金額の2.5% + 資本等の金額の0.25%) × 1 / 2 を限度として損金算入される。

2 . 被相続人が遺言により公益法人、NPO法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されません。

寄附金に係る損金算入限度額の利用状況（平成12年分）



（注1）このほかに全額損金算入となる指定寄附金等699億円

（注2）一般寄附金の損金算入限度額（所得金額の2.5%＋資本等の金額の0.25%）×1/2

（注3）特定公益増進法人に対する寄附金については、一般の寄附金とは別にこれと同額の損金算入が認められる。

（注4）「税務統計から見た法人企業の実態」（国税庁）による。